

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成29年3月21日（火）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○請願第1号 「保育園制度の改善と充実」を求める請願

亀山委員長

初めに、請願の署名が10名追加されましたのでご報告いたします。

本日は、参考人として、請願者である渡辺雄太さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、参考人に10分程度で御意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見】

渡辺参考人

請願代表者として請願の趣旨を説明させていただきます。

所沢市で育休退園制度の運用が始まってから、間もなく2年が過ぎようとしています。ここまで皆さまもご承知のとおり、さまざまな議論が行われ、全国ニュースにもなり、裁判にも発展いたしました。

この育休退園制度そのものには賛否両論があります。

例えば賛成論としては、待機児童のためにはやむを得ない。育休中は家庭での保育が可能なはずといった意見があります。

一方、反対論としては入園、退園を繰り返す子どもへの悪影響が心配される、母親の孤立化が進む現代の家庭環境では家庭の負担が大きいなどの意見があります。私たち請願者は、どちらの意見にも耳を傾けるべきと考えています。

特に待機児童のためには、この育休退園制度はやむを得ないのではないかという点は、保護者の中にも支持する声があり、所沢市の育休退園制度の目的も待機児童対策という側面があると思います。

この待機児童対策という目的自体は必ずしも否定できないと考え、今回の請願では育休退園制度そのものの中止や撤回を求めてはおりません。育休退園制度によって、より困っている家庭が救われるのなら、この制度には一定の意義があると思います。

しかしながら、この育休退園制度によって、退園となる家庭の負担や保育園の保護者たちに広がる不安は、おそらく第三者の方々が想像する以上に大きいものがあります。今回の請願の趣旨は、そうした保護者の声を議会の皆さまに届け、ご理解を求めることにあります。

今回の請願については、保護者有志が1年以上の議論を重ねて作成しました。その過程で所沢市内の多くの保護者の意見が集まりました。保護者からは退園となった場合の不安に加え、利用調整指数に対する疑問

の声や地域型保育への影響を指摘する声も届けられました。さらに保育園が足りていないことが、そもそもの原因ではないかという意見もありました。そのような声を議会の皆さまにも聞いていただき、一緒に解決策を考えていただければと考え、今回の請願の提出に至りました。

この請願の中で、100パーセント、誰もが満足のできる解決策を提案できているとは、全く思っておりません。むしろ考えれば考えるほど、素人の私たちには解決が難しい問題ばかりです。どうか議員の皆さまや市の職員の皆さまのお力をお借りして一緒に問題の改善策を考えていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、最後になりますが、委員の皆さまに一つお願いがございます。代表者である私以外の保護者、特にこの問題の当事者といえる育休中のお母さんたちが多数、本日の審査の傍聴を希望しています。しかし、育休中の保育園の預かり時間が午前9時以降という決まりもある関係で、市役所に集まれるのが、どうしても午前10時頃になってしまいます。可能であれば、午前10時過ぎに数名でも構いませんので、私以外の育休退園当事者のお母さんたちの意見も聞いていただく場を設けていただくことはできないでしょうか。ぜひともよろしくお願いいたします。

【参考人意見終了】

亀山委員長

以上で参考人からの意見の開陳は終了しました。

次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員

長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

さらに請願第1号に係る質疑は要旨項目ごとに行いたいと思いますがよろしいか。

(委員了承)

【参考人への質疑】

・要旨1について

平井委員

要旨1に利用調整指数は、公平性、公平な内容にすべきではないでしょうかと書いてあるが、参考人が言う客観的な利用調整指数を具体的に示していただくとわかりやすいので伺いたい。

渡辺参考人

何を持って公平というのか、そこが難しいということがこの問題にはあると思います。人によって何が公平かという受けとめ方が違うので、一概には言えないと思いますが、あえて申し上げるなら保育園入園に関する利用調整指数、一般論になってしまいますがより保育を必要としている方が優先されるという建前があると思いますので、その建前が成立する説得力がある優先順位になるような点数の付け方が重要であると思います。

平井委員

所沢市はそうにしていると思うが、不満があるからこのようなこ

とがあると理解している。具体的な事例があれば伺いたい。

渡辺参考人

具体的に申し上げますと、資料1で提示させていただきましたが、育休退園になったご家庭の上の子にも下の子にも100点加算というルールがありますが、下の子の100点加算の例を資料で挙げさせていただいています。

客観的に見て、この場合は公平と言えるのかという疑問の例を二つ挙げています。

資料1の上の問題例①ですが、育休退園せずに育休を取得した家庭との不公平性で、同じ保育園に預けているご家庭で上の子が2歳以下か3歳以上かで育休退園した家庭、育休退園していない家庭に分かれます。

産まれた0歳の下の子が育休明けで保育園に入園するときに、本来であれば、労働条件がより厳しい家庭が優先されるという原則があると思います。ところがプラス100点という特例によって、より労働条件が厳しいご家庭よりも育休退園をしたご家庭のほうが優先される。この部分に対して、保護者たちの間では疑問の声が多く聞かれています。私の主観でおかしいというよりも、そういった声が多いということをぜひ聞いていただければと思っています。

末吉委員

100点加算のことについては、健康福祉常任委員会の中でも、特定事件として審査をしたことがある。地域連携園からのことと、育休退園

に關しての加算についていろいろと議論をした。

兄弟同時同園ということについては、保護者の方が非常に望まれてきたことと思う。その点について、渡辺参考人はどのように思っているのか伺いたい。

渡辺参考人

兄弟同園になるかというのは、実際保育園に子どもを預けている家庭にとってはものすごい重大事項で、子どもの送り迎えで別園なのか同園なのかはとても重要なことです。

すべての家庭が同園を望んでいますが、一方ですべての家庭では実現できないという状況があります。だからこそ育休退園のご家庭がプラス100点とかなり優遇されることに対して、どうなのかなという疑問が出てしていると理解しています。

育休退園のご家庭は、この制度のおかげで100パーセントに近い確率で兄弟同園が実現すると思います。

一方でその結果、兄弟同園がかなわないご家庭が生まれてしまう現実があることを理解していただけたらと思います。

中村委員

渡辺参考人はどうしてこの問題に関心を持ったのか伺いたい。

渡辺参考人

最初にこの話を聞いたときに、保育園に子どもを預けておりましたので、2年前の3月に通知が来たときに、急な話だし、もし自分の家庭が

育休退園になったらきついなという思いはありました。

待機児童問題があるということは聞いていたので、育児休業中に退園はやむを得ないと思いました。

その後ニュースなどで報道されて、いろいろな問題点が指摘されているのを聞いた中で、待機児童のために育休退園をするのはわかりますが、実際の運用の中で細かいいろいろな問題が生じているというのを見聞きして、保育園の保護者の方からの声をたくさん聞いて、このままの運用が続いては、多くの方が不安を受け続けるのではないかと思いました。

市の職員の方々は、非常に重要な制度でみなさん納得していただけていると繰り返し言っていますが、保育園の保護者同士の間では不公平感、納得できないというのがずっと漂っているので、何らかの形で市の方や市議会の方にぜひ知ってほしいという思いでこのような活動を、そして請願を提出いたしました。

中村委員

渡辺参考人の個人的なことになると思うが、育休退園制度の対象となつて、実際に退園されたのか伺いたい。

渡辺参考人

3人子どもがおりまして、3人目を出産した時点で2番目の子が2歳だったので、育休退園の対象家庭でした。

100パーセント育休退園になるわけではなくて、資料にもありますがいくつかの例外規定がありまして、我が家の場合は妻に持病がありま

したので、診断書の提出で育休退園にはなりませんでした。

現在、妻は育児休業中ですが下の子が4月から入園する予定となっています。

中村委員

その時に実際にお近くの方々に、保育園を継続できる方や退園になってしまった方もいたのか。また、その時の空気はどのような感じだったのか伺いたい。

渡辺参考人

空気を説明するのは難しいですが、同じ保育園で育休退園になってしまった方はいますし、私の家庭のように審査の結果継続を認められた家庭と両方に分かれております。

空気に関しては他の保護者の方にも聞いていただきたいのですが、私の感覚では、非常に気まずい空気があると思います。

うちの家庭の場合は保育園に残れましたし妻の持病のことなどもあり安心しました。保育園で預かっていただけるということを所沢市に感謝しています。ただ一方で、退園になってしまった家庭が同じ保育園にいて、毎日顔を合わせている中で申しわけないという気持ちにもなっています。お互いいろいろとあって悩ましいという空気があるというのが私の感覚です。

中村委員

待機児童のためだから仕方がない、というお話があったが、職員の説

明を聞いて感じたのか、通知に書いてあったのか、どのような理解をしたのか。理解が進んでいたのか、個人的に市役所の対応を忖度したのか。

渡辺参考人

いろいろな方がいると思います。私自身は、ニュースなどで待機児童問題を知っていたので、育休中は退園すると聞いた瞬間に、これは待機児童のためだとすぐに受け取りました。ただほかの家庭では、市の説明を聞いてからそういう理由だったのかという受けとめ方をした方もいます。市はいろいろな資料の中で育休退園の趣旨を説明していますが、毎回待っている方がいらっしゃると書いてありますので、ほとんどの保護者の方にこの制度には待機児童対策の側面があるということは行き渡っていると思います。

中村委員

育休退園制度に対して、必ずしもすべて反対ではないというお考えを示されたが、今の考えに至るまでいろいろな変遷があったと思う。改めて、今、この制度について賛成か反対か、ということと、それを含めて改善点や保護者の声を届けるという意味からこの請願を出されたと思うが、その点を具体的に伺いたい。

渡辺参考人

私自身の考えの変遷としては、行ったり来たりしています。やむを得ないと思ったり、これはおかしいと大きく声をあげた方の集会にも参加して、これはやめたほうがいいのか、と思ったり、インターネットに

も何万件という書き込みがあったので両方の意見を見ながら、これはやったほうがいいのか、やめたほうがいいのか、行ったり来たりしました。現時点の結論ですが、待機児童対策という意味では一定期間はやむを得ない部分があると考えています。ただ細かい問題点もあり、さらに退園となる家庭への負担はとても重いものがありますが、市の発表のニュアンスを聞いているとその点に対する配慮があまり感じられません。育休中は家庭での保育が可能ということをしばしば耳にしますが、本当はそういう意図ではないのかもしれませんが、そこを軽く捉えているのではないかという印象があり、もう少し実際に退園となる家庭への配慮はしていただきたいと強く思っています。

中村委員

要旨1については、基本的には一人目の退園については保育の必要性という部分のシンプルな考え方でやむを得ない、ただ二人目に関しては、保育の必要性がより高いであろう人に実際に限られた枠がいてない、だからこの部分については何らかの対応が必要なのではないかということだとと思うが、いかがか。

渡辺参考人

要旨1の利用調整指数に絞ってお話しさせていただきます。上の子と下の子に100点というルールがありますが、上の子に100点加算することは実際にはあまりなく、その前の優先枠の段階で上の子の再入園は保障されているという運用だと思います。上の子と下の子の100点

加算については保護者の間でも意見が分かれます。例えば、上の子100点のおかげでうちの子は3歳児クラスに入れなかったという声もあり、逆に下の子の100点をなくしたら育休退園をした人がかわいそうじゃないか、という声も聞きました、一概にこれがよい、ということを実体的に申し上げることは難しいです。例として下の子100点加算でこういう部分では不公平が生じていますよね、という事実をお伝えしています。これをたたき台に、どういう点数制度にしたらより多くの人納得できるのか、上の子の加算、下の子の加算を含め、ひょっとしたらこのままのほうがよいのかもしれないし、どちらかを変えたほうが、または両方変えたほうがよいかもしれません。そこは、ぜひ専門家である議員や市の職員で改めていろいろな声を聞いたうえでぜひ再検討していただきたいという趣旨です。

中村委員

現段階で渡辺参考人のお考えは、上の子の復帰に関しては、保育の必要性という厳密な部分ではなく、もともと保育園にいたお子さんなので配慮が必要ではないか、ただ、下の子に関しては負担の緩和策というのほかに方法も考えられるはずで、兄弟一緒に必ずしも同じ保育園に入れるということが制度のあり方としてふさわしいものではないという結論に達していると思うが、上の子と下の子を分けてお考えになった部分について実感として何かがあるのだと思うが、そのあたりについていかがか。

渡辺参考人

前提として、今から述べる上の子と下の子のそれぞれの点数に対する考えは、私個人の考えであり、保護者の総意ではなく請願全体の趣旨ではありません。上の子に関して、100点加算もしくは優先枠で元の園に戻すという市の運用は正しいと思っています。というのは、仮に育休退園という制度がなければ、上の子は在園し続けられるものであり、育休退園後に戻るときに100点の加算があるにせよ、審査が行われると別の園に転園するという可能性が出てきてしまいます。基本的には、一度入園した子は、保護者の労働環境が著しく変わるなどの事情がない限り、卒園まで在園できるということが原則です。あなたよりも厳しいご家庭が登場しました、だから譲ってください、という運用はなされていないわけです。ひょっとしたら、ある意味それは公平なのかもしれませんが、もしそれを始めたら、誰も安心して保育園に子どもを預けられません。一度預けられたら、卒園まで預けられて仕事を続けられるという大前提で日本全国の保育園制度が運用されているわけです。ですから、育休退園というイベントの発生によって、その家庭だけ再度審査を受けるといふリスクを与えるのは適当ではない、と上の子に関しては考えています。

平井委員

参考人の話を聞いていると、やはりすべての原因は育休退園にあるとおっしゃっている。自分自身の考えよりも、この請願を出した皆さんの願いとして出てきたものを私は審査したい。だから、参考人がそうやっ

ておっしゃってしまうと、じゃあ何かなと思ってしまうので、請願に出してほしいという百何人の気持ちは、ほとんどの方はやっぱり育休退園に対しては何らかの疑問とか不利益とかを受けていて、変えてほしいという気持ちで出されているのを前提に、私はこの請願を審査していきたい。持論をあまり述べられると、この請願と違いが出てきてしまうのではと思って聞いていた。

渡辺参考人

保護者の中でも議論が分かれる部分がありますので、最大公約数的なもので、ほかにも論点がいっぱいあります。聞かれれば答えますが、私の個人の意見の部分と、総意の部分とあるので、そこは分けて考えていただければと思います。私の発言すべてが、保護者の総意のものでもないということです。

末吉委員

私も年子で育てているので、子育てをしてきた人間として思うのだが、私の時は育児休業自体がなかった。今おっしゃった中で、育休退園による保護者の負担というお答えがあったが、負担というのは具体的にはどういうことか。

渡辺参考人

この請願の書類の中では、3点目の下の理由のところその点に関しては少し触れられています。家庭の負担ということで一つお伝えしたいのは、母親の孤立化という問題です。実際に育休退園となった家庭は0

歳と2歳を家庭で保育することになります。昔であればそれが当たり前だったのかもしれませんが、現在の家庭環境の中では、核家族化も進んでいて祖父母に頼れないご家庭も多いです。さらに地域や近隣に、困ったときにちょっと預かってくれるようなおばさんといったつながりが少ない家庭もたくさんあります。例えば、私の家庭も5年前に所沢に越してきたばかりでマンション暮らしですから、子どもを預けられるほどの関係性が強いご近所さんは、残念ながらおりません。そのような家庭では、結果的に母親が長時間0歳と2歳の保育を背負い込むことになります。これは、いろいろな新聞や報道でも母親の孤立化、ネット上の用語ではワンオペ育児や密室育児などという言葉も生まれて、非常に悲鳴のような書き込みもたくさんあります。そのような状況があることで、家庭には大きな負担がかかるのではないかとということを伝えたいと思います。

末吉委員

私も年子で産んだ後、体調が悪く外に出られない時期もあったため、痛いほどよくわかる。ただそれ自体は、市内の乳幼児を育てていらっしゃる世帯すべての共通の問題だと思うし、もし保育園に行っていればそこが解消できるということであれば、地域とのつながりということにおいては保育園に通われている方のほうが希薄というふうに受け取れたが、それでいいのか。保育園に行っていれば孤立しないのであれば、そのほうが逆に問題なのではないかと思った。地域とのつながりという点ではどのように考えるか。

渡辺参考人

そこは地域というものをどう捉えるかといういろいろな価値観によると思います。あるお母さんから聞いた意見を紹介しますと、共働きで保育園を利用している家庭にとっては、保育園が地域だと言います。保育園に預ける中で、保護者同士のつながりとか子育てを助け合う関係が生まれていく、それは旧来の物理的な隣近所という地域とは別物かもしれませんが、保育園という関係性の中で人と人の絆が生まれていくわけです。人によっては、それを地域だと呼んでいる人もおります。それは私も非常に実感するところで、所沢市に5年前に越してきてなかなか知り合いもできない中、保育園に子どもを預ける中で保護者同士の深い人間関係や絆が生まれております。育休退園という制度は、保育園の保護者同士や先生との関係を一旦断ち切ってしまう作用があります。そうすると、人と人の絆ができて、子育てを助け合う関係ができた仲を一旦断ち切って、結局家庭を孤立化させてしまうという作用があるということをお伝えしたいと思います。

吉村委員

白紙からのスタートではなく、平成27年から新制度が始まって今年2年目で、どう変えていくかということがとても難しいところだ。だから、おそらく参考人もどうするのが一番よいのかというのは迷われていると思う。所沢市の大きな一つの教訓は、制度の良し悪しは別として、制度が移行するときの市のいろいろな対応が、後手に回ったり説明不足だっ

たりして、現場がとても混乱したことだ。そういったことはこれから避けなければいけないし、ある程度熟慮して、制度を見直すにしてもいろいろな意見を聞いて、徹底したり周知したりすることにもとても神経を使うのではないかと思う。育休について私が考えているのは、例えば3歳と4歳のお子さんをお持ちのご家庭でも、育休になった場合は退園することが認められており、退園すると上の子と下の子に100点加算される。継続してほしいとも認められずに退園するお子さんもいるが、自主的であろうと強制的であろうと、退園した場合は上の子と下の子に100点加算される。要するに、自分が自宅で子どもを見れば、次は必ず仕事に復帰できるという、一つの選択肢になっている可能性がある。仮に、先ほどのいくつかのご提案の中で、下の子の点数を見直すとする、退園したお子さんを戻してあげますよと言われても、下の子が保育園に入れないと仕事に復帰できないので、結局上の子もずっと自宅で見続けなきゃいけないという現実がある。そうすると、例えば下の子の点数を見直し、上の子だけ優遇するが下の子はみんなと一緒にだとなった場合に、今入園しているお母さん方で妊娠をされている方や、これから妊娠する方たちが、制度が変わると言われた瞬間に2年前の悪夢がよみがえってくるような気がする。参考人は、はっきりこうしろということをおっしゃらないが、そのあたりの問題はすごく大事だと思わないか。

渡辺参考人

全くそのとおりで、非常に重要で、ころころ変えてはいけない問題だ

と思いますし、周到に議論した上で、周到に周知していかななくてはいけないと思います。下の子がなければ育休後に同園にならないから安心して戻れないという指摘がありました。しかし、それは、育休退園にならなかった家庭も同じです。上の子は預け続けて育休になっている。でも、その家庭が、下の子が新たに園に入らなければ、結局、安心して育休から仕事に復帰できないわけです。それは、育休退園にならなかった家庭も一緒です。ところが、育休退園家庭を、ある意味過剰に優遇するために、育休退園にならなかった家庭が、今度は仕事に復帰できないというリスク、不安を負うことになっています。これは非常に難しいです。では、100点をなくしてしまえとは一概に言えないです。先ほども申しましたが、育休退園家庭にとってはダブルパンチのような形になるので、それが結論と言えないし、正直どうしたらよいかという結論を思い浮かべないです。お知恵をお借りしたいと思っています。

吉村委員

堂々巡りの議論になってしまうかもしれない。

渡辺参考人

問題提起と捉えていただければと思います。

吉村委員

例えば、公平性を考慮して見直しを行ってくれという要旨になっているが、仮に見直しをすることになった場合に、既に0歳から5歳までのお子さんを預けているお母さん方がいて、今は、もう平成29年度が始まる

うとしているので、おそらく今変えようと思っても、今入園している方たちや、これから4月に入園する人たちに、今度こういう制度になりますよと言ったら、おそらくパニックになる可能性がある。ある程度、入園した人が退園するまでに新しく入ってくる方たちに新しい制度を周知して、これから新しく入ってくる方たちに、新しい制度を適用するとなると、当然、時間がかかりかかるということになると思う。だから、執行部にも聞かなくてはならないが、2年が過ぎてこの制度がどうなのかという検証や、先ほど参考人もおっしゃったような、いろいろな立場の方の意見を聞くことが大事だと思う。要望が抽象的なので審査する方も非常に悩ましい。時間がかかるということと、ある程度、検証もした上で、それからどうあるべきかという議論になってくると思うが、どうお考えか。

渡辺参考人

抽象的だというご指摘がありました。具体的にこうすべきだと言いきれない部分があります。こうすれば解決できるという解決策があるわけではありません。ただ、今、現状で不安や不満が生じているということをご認識していただくことが、この請願の大きな目的であることをご理解いただきたいと思います。見直すにしても周知期間が必要だということはおわかりですし、ぜひ設けていただきたいと思います。また、議員ご指摘の検証についてですが、この制度を2年間実施してどうだったのか、保護者間でどのように捉えられているのかということをお聞きしたいです。

多くの保護者の方の意見を集めて、なるべくオープンな形で議論していただきたいと思います。

矢作委員

参考人から保護者の立場でいろいろ意見をいただいているが、子どもにとってどうなのか、また、保育の現場がどうなのかということについても知りたいと思っている。退職された方もいるし継続された方もいる中で、子どもたちにとってこういうことがあったということについて、また、出たり入ったりということが1年間続くと非常に落ち着かない保育現場となるのではないかと思うので、もし先生方からお聞きになっていること等があれば、知っている範囲で結構なので伺いたい。

渡辺参考人

子どもへの影響に関しては、知り合いの退園された家庭でいくつか聞いています。最初の1、2週間は、お母さんと一緒にいられる時間がふえて喜んでいる節もあったが、1カ月、2カ月する中で、今までは、保育園でたくさん友だちと遊ぶ時間もあったけど、0歳の子を抱えたお母さんが2歳の子を一日中見る状況になってしまったために、なかなか外に連れていけなかったり、連れていけるとしても短時間であったり、十分に活動時間を確保してあげられないということで、非常にストレスが溜まって騒ぐことがあり、それを見て母親の方もストレスが溜まるという悪循環になったという声を聞いています。保育現場については、ある保育士から、十何人いるクラスの1年間の保育計画をプランニングして

いるのに、その中である子は退園、ある子は入園ということがあると、計画しているような思いどおりの保育がしづらいという声を聞いています。

中村委員

お気持ちや諸環境については理解したが、シンプルに捉えると、一番言いたいことは、資料1の上部に2つあるように、要は、保育の必要性がさらに高い可能性があるにもかかわらず、それらのお子さんが育休退園制度に端を発して、保育園に入れなくなってしまうというのは問題があるのではないか、だから、その部分については、何らかの検討をしていただきたい、少なくとも、今の状態より保育の必要性が高いと思われる方々に、より多くの保育園に入られる機会をあげた方がよいのではないかと趣旨でよろしいか。

渡辺参考人

そのとおりです。

近藤委員

要旨1に理由が書いてあるが、下の子の入園審査は上の子の育休退園と無関係のように感じる。兄弟揃って元の保育園に戻れたほうがよいのではないかと思う。下の子が入園できるまでは職場復帰もできないことが考えられるが、その点についてどのようなお考えなのか伺いたい。

渡辺参考人

兄弟揃って元の保育園に戻れるのが、育休退園された家庭のためには

一番だと思います。それは、そう実現するようになってほしいと思います。ただ、繰り返しになりますが、育休退園にならなかった家庭が、その代わりに、下の子が入れないという状況が起きてしまいます。席が一つしかないのに、入りたい子が二人いる、どちらかが我慢しなければいけないということに、どうしてもなってしまうわけです。その時に、労働条件という指数の大前提があるのに、そこが逆転してしまうような状況について、もう一度検討し直す必要があるのではないかと思います。

近藤委員

入園できないと、職場復帰できない場合もある。その点はどのようにお考えなのか。

渡辺参考人

繰り返しになりますが、その子を救った場合に、ほかの家庭が職場復帰できなくなり、どちらを取るかというのは難しい問題で、そこをどう決めるかということを再検討していただきたいということです。

・要旨2について

末吉委員

地域型連携園との定数については議会報告会でもご意見をいただいて、その後、特定事件で審査をした。先ほどからおっしゃっていることとこの請願の趣旨に関して言えば、本当に必要性が高い人が公平に、何が公平かは置いておくにしても、必要性が高い人が入れる制度にするべきだというのが、渡辺さんの最終的な要旨なのではないかと思う。その

上で、この地域型保育からの連携、2歳児から3歳児の連携について問題があるということでは、これは育休退園がらみになっているが、育休退園がなくても問題がある制度なのではないかと。これは育休退園だけの問題ではないのではないかと。

渡辺参考人

おっしゃるとおりです。

そもそも育休退園抜きの段階で3歳の壁というものが生じています。

小規模保育、地域型保育と言われる2歳児までの保育園から5歳児まで持っている認可園に移行するという制度になっているわけですが、実際に、そこで足りないという3歳の壁というものが生じている。これは育休退園抜きに全国的に起きているし、所沢市でも生じていることだと思います。そこにさらに育休退園の影響が加わって、よりプラスアルファで入りにくくなっている状況です。

平井委員

連携園は民間に限られているので、拡充という意味では、公立がそれをやってくればよいというような願望があるという理解でよいか。

渡辺参考人

論点を整理しないといけないと思いますが、育休退園抜きの話で、これも繰り返しになってしまっていますが、こうすればよいという解決策を持っていませんが、基本的には、連携園をふやす、ここの小規模保育を卒園したら、ここの園に確実に入れますよというルールをしっかりと設け

るべきだと思います。現在では、100点加算という形で2歳から3歳に上がる、再入園のときに、別に移るときに点数を多く足すことで、より希望の園に入れますよという仕組みになっています。ただし枠が少ないため、必ずしも自宅から近いところに入れるわけではなく、かなり遠方になってしまう例が生じているそうです。

連携園は今、民間園に限られています。もちろん公立にも受け皿として広がればよいと思います。可能かどうかはわかりませんが、3歳の壁だけのことを考えれば、その方がベターだと思います。

末吉委員

地域連携園に関しても確実に入れるようにした方がよいというのは新制度移行時からの問題でもあり、さらに指摘をされているという問題点は共有しているが、そのことで地域型保育を受けられている方に加算を手厚くすれば、預け時間やそれ以外の状況の中で、もっと点数が高い方がいても地域連携園からの入園の方が勝ってしまうという逆転現象が生じているというのは実態としてあるかなと思う。その点について、それでもよいのか。

渡辺参考人

持論になってしまうかもしれませんが、一度園に入園できたご家庭は自分の加点が下がる事情がない限り、基本的には保育園に居続けられるという制度になっているはずで、地域型保育に入ってしまった人だけは、2歳から3歳に上がるときに再度、審査を受けなくていけないとい

うリスクを負わせるのは適当ではないという理由で、連携園は確保するべきと考えています。

吉村委員

内閣府に子ども・子育ての本部が設置されていて、そこから子ども・子育て支援新制度における利用調整についてという指針が平成26年8月28日に出ている。ここに地域型保育事業の連携施設に関する取り扱いというのがある。連携園というのは幼稚園もあれば、認定こども園もあれば保育園もある。地域型保育に入ったお子さんを確実に連携園に入れていきたいと思いますという一つの方針が出ている。保育園の場合は2号認定になるので、1歳児、2歳児から上がってきた子は引き続き3歳に上がらないといけない。それから連携園の子どもは入りたいという希望があれば、その子を入れて残ったところを利用調整しなさいとなっている。1号認定の場合は、まずは希望の地域型から入りたいという子をまずは入れた上で、残ったところを希望の順番に入れていくというやり方をしているので、制度がスタートしてこれは2年ということもあり、きちんと整っているところもあれば、まだ連携ができていないところもある。ただ受け皿になればよいというだけの連携ではない。一時的に利用調整指数でしている。考え方としては、地域型からは2号でも1号でも、確実に自分の希望するところにいけるということを内閣府では示している。これからそのようになっていくと思う。

渡辺参考人

今ご指摘のありましたとおり、連携園というやり方でなくても点数を大きく加算することで、希望の園に入園できることはあり得ると思います。育休退園の影響で、認可保育園の3歳児枠が非常に狭くなってしまっています。2歳の段階で育休退園が出ますが、その枠に待機児童を入れるわけです。そこに3歳に上がったときに育休退園になった子が優先枠になって戻ってくる。そうすると、3歳児クラスの新たな枠が非常に少なくなります。

本来であれば100点加算という制度である程度、優先的に地域型保育の子が入れた可能性があったのですが、実際にそこが厳しくなっています。東所沢の方の地域型保育では、2歳から3歳への転園の際に希望を出したときに同じ園の2歳児クラスは、みんな不承諾をもらったと聞いています。こういった問題が生じているということを理解して対処を考えていただきたいと思います。

吉村委員

育休退園で戻った子がいるから地域型から入りづらいという話については、先ほど参考人がおっしゃった、一旦、園に入ったときというのは卒園するまで家庭の状況が変わっても、きちんと保育が受けられるという制度になっているが、それと考え方が少し似ていると思う。育休退園したところに待機の子が入って、その子が続けて保育が受けられるということについては、先ほどの考え方できちんと受けさせてあげないといけない。先ほどの一つの例は、枠が結構、限られた枠になっている。

2歳児、3歳児というのは受け入れの幅があり、連携園に入る子を優先的に入れた残りの部分で利用調整をなさいということを内閣府は言っている。枠がなくなって現実的に入れないということか。

渡辺参考人

地域型保育を2歳で卒園して新たに認可保育園の3歳児クラスに転園する場合、枠が小さくなっているという現実はあるかと思います。そういう声はたくさん届いています。例えば、育休退園枠に入った待機児童たちを追い出して地域型保育に入れることはできないと思います。

そもそも問題は、育休退園で空いた枠に待機児童を入れてしまえば待機児童対策になるというのが、素朴な発想ですが、実は、そんなに単純ではありません。保育園には定員がありますから、いずれ戻ってくるとそのとき定員オーバーになります。足し算、引き算をちゃんとしてほしいということです。2歳児クラスと3歳児クラスに枠がふえたとしても、それを超えてしまう可能性もあるわけで、後のことを考えて数を計算して入れるべきではないですかと。戻ってくる人、それから地域型から上がってくる人、それでも空いている枠なら待機児童に利用できると思います。それを考えずに、どんどん入れてしまったら、誰かが溢れてしまいます。

吉村委員

連携園が、地域型の枠と同じ程度の連携園では機能しないということか。十分な連携園があつて初めて、内閣府が示したようなことが可能に

なるのだから、要するに連携園をもっとふやすような政策をとったほうがいいのではないかということか。

渡辺参考人

基本的にはそのとおりです。要は地域型保育から卒園した後どこにも行けないという状況があってはいけないと思うのです。もしくは非常に離れている園にしか行けないということが生じないように連携園を設けるということが理想ですし、少なくとも今のような育休退園制度にしまうと、点数によってなるべく優先するということは現実、機能していませんから別のやり方を考えなくてはいけないかなと思います。

中村委員

これはシンプルで、そもそも地域型連携園を卒園された方を受け入れるためのパイがないということだ。そこは、内閣府も言っているし、そもそもそういう理由から保護者の皆さんは地域型連携に預けていて、この後も安心して保育園を利用したいと思っていたにも関わらず、これは議会報告会でも先般指摘を受けて委員会でも審査したが、それを今、許容できるだけの受け皿がないという話だと思う。そこについて究極的には、どの要旨も最終的には保育園をふやすことによって解決するのだけれど、特にこの要旨2に関しては、そのパイをふやすための枠というものを、きちんと準備してくださいということか。

渡辺参考人

そのとおりです。

中村委員

参考人は、現在、パイが限られた状況の中で、誰を受け入れるかの判断は、ある程度厳密にやろうというお考えなのか。それとも、そこについてはパイをふやすことで許容してほしいということで、要旨2の理由では指摘しているのか。せっかくの請願なのですから、個人意見だという理由を付けていただければ、もっと話したほうが良い。

渡辺参考人

地域型の件について、すべての問題はパイが足りないことなので、パイを拡大することですが、長期的にはそうですが、短期的には難しく思えます。資料1の下段の図になりますが、ケースとして育休退園で退園した枠に待機児童の方が入園しますよね。この育休退園枠に2歳児クラスに入園する待機児童の方の点数が低くて、地域型の既に入園できている方のほうが、点数が高いというケースが多々あります。ここの時点で2歳児クラスに待機児童で入ってくる方というのは、認可保育園にも入れず、地域型保育にも入れず、待機児童という方がケースとしては多いです。その方々が2歳児クラスに入園して枠が確定、その結果、よりポイントが高いケースが多い、地域型に入園できている方が入れないなど不公平が生じているので、ここは解決しなければいけないと思います。

平井委員

この請願は、公立も含めて保育園をふやしてほしいということなのか。

渡辺参考人

公立で地域型保育の受け皿がなっていないということは、私の頭にか
ら抜け落ちていましたので、その可能性があるのであれば、短期的にす
ぐできる解決策だと思いますので、ぜひ検討していただければと思いま
す。

休 憩 (午前10時13分)

(休憩中に協議会を開催した。)

再 開 (午前10時30分)

・要旨3について

中村委員

理由に、①未就学児が3人以上いる、②近隣に頼れる親族がない核
家族、③同居、近居の親族への介護が必要とあるが、今よりももう少し
運用を明確化してもらいたいということだと思う。このことについては
どうか。

渡辺参考人

おっしゃるとおりで、もう少し運用を明確化していただきたいのが一
つあります。

要旨3にあります、育児休業中における在園時の保育の継続事由がホ
ームページ等にも掲載されていまして、資料2の下段に継続事由を掲載
しております。

あいまいな基準になってしまっているのが、(2)5のヒアリングで
す。それ以外の母親の疾病や双子以上の多児出産などは客観的に明確で

すが、（２）のヒアリングによってその家庭が継続できるかを判断するという場合にどんな家庭が継続できて、どんな家庭が退園になるのかどのような審議が行われていて、どのような基準で判断されているのかわからない。結果的に聞いた中で、ほとんど変わらないというケースもあり、あの家は厳しいのではないかとという家庭もあるので、明確化してほしいのと柔軟に拡大をしてほしいという２点になります。

吉村委員

明確なほうがいいと思うが、明確にすると当てはまらないからダメという結果になる。ヒアリングということでは、いろいろな方から質問を受けるが家庭の事情があると思う。ヒアリングの内容はオープンにできないので、ある程度幅を持たせておくということでは必要なのではと思うが、そのあたりについてはどうか伺いたい。

渡辺参考人

ご指摘のとおりだと思います。各家庭によって事情が違うので明確に線引きできない部分もあると思います。ヒアリングによって総合的に判断するという要素は必ず必要になると思います。

ただ少しわかりにくすぎるという部分があるので、何らかの形で保護者の間での納得感が増すような方策がないものかと、一緒に考えていただきたいと思います。

平井委員

ケースバイケースで担当した職員がどう受けとめるかで違ってくる

というのは問題だと思う。そこを明確にしてしまうと大変になるのではないかと思う。何を明確化するのが伝わってこないし難しいと思う。どこまで求めているのか伺いたい。

渡辺参考人

ヒアリングという項目は残す必要があると思う。どこまでいっても総合的に判断をするという枠は残すべきだと思います。

1つの案として、5の前に1、2、3、4、という基準に当てはまったら明確に継続という要件が4点ある。そこをもう少しふやすことはできないのかと思う。

・要旨4について

吉村委員

幼稚園の認定こども園の移行については市も取り組んでいる項目だと思うが、民間の認可保育園をふやしてほしいということが入っているが、所沢市の場合過去10年間をみても保育園は増設していると思う。

待機児童はいるのだが同規模や周辺の自治体を見て、受け皿について所沢は努力してきたということについてどのように評価しているのか伺いたい。

渡辺参考人

所沢市の待機児童対策は相対的に見れば周辺自治体と比較すれば、かなり頑張っていると思います。同じ埼玉県の自治体で待機児童が多いところはたくさんありますし、都内はもっとひどい状況です。

ある程度、待機児童対策を行ってきた部分はあると思うのでありがたいことだと思います。おかげさまで私は子どもが3人とも保育園入園できていますので、私の家庭にとっては子育てがしやすい街です。私以外のご家庭で入れていないご家庭がまだまだあるという現実がありますので、そこに関してはもっともっと手を入れていただきたいと思います。

近藤委員

当初予算で幼稚園から認定こども園移行のために施設整備の予算案が計上されているがご存知ですか。そういった案もあるのでそこもご配慮いただきたいと思う。

渡辺参考人

要旨4の潜在的待機児童（隠れ待機児童）解消に向けた対策を速やかに実行ということで、所沢市の表向きの待機児童数値は、昨年度の4月時点で十数名だったと思います。市の広報等での発表によると平成29年度ごろに待機児童ゼロに向かっていると見えています。

今年度も保育園の申し込み人数は昨年、一昨年よりもふえ続けていてさらに一時不承諾もふえてきているのも現状です。待機児童がゼロに向かっているという話にはあまり信憑性がないし、もっと手を打たなければいけないのではないかと思います。

資料にも掲載しましたが、待機児童の定義が非常に狭すぎて、実質的な待機児童・潜在的待機児童はもっといるのではないかと思います。

資料3に、子育て会議での質疑応答がありますが、埼玉県の定義による

潜在的待機児童に当てはまるのは、所沢市では157名と市が回答しているのを見つけましたので、実際にはもっといるのではないかと推測できる資料だと思います。

育休退園の議論も育休退園の目的として待機児童対策という部分もあると思います。待機児童がいなくなれば育児休業中の家庭に負担をかける育休退園制度の必要性はかなり減少すると思うので、潜在的待機児童の解消は育休退園の円満解決に向けた対策でもあると思いますのでそういった面も含めてご検討いただけたらと思います。

吉村委員

認可保育園を増設できればいいと思うが、働こうとするお母さんはこれからもふえると思うので、潜在的待機児童は保育園をつくれなくなるといったものではないと思う。

財政的な問題もあるし、どこまで整備するかという問題もあると思う。

定員に満たない保育園もあれば、人気があっていつも溢れてしまう保育園や開発が行われたりすると、その年によって保育のニーズが偏在していくということがある。

子どもがたくさんいるからといって保育園をつくっても5、6年したら子どもがいなくなってしまうケースもあると思うので、そういった課題を解決するための方策を考えていく必要があると思う。

自治体だけでは解決できない問題、例えば保育士の処遇など、どこの保育園も保育士の確保には大変な思いをしていると聞いている。

仕事も厳しいし、結婚、出産を機に離職をしてしまう保育士も多いと聞いている。そういった問題も考えていかないと、ただ保育園をふやすだけでは解決しないと思うがそれについて伺いたい。

渡辺参考人

潜在的待機児童の解決策として理由4に、認可保育園の増設や幼稚園認定こども園への移行という例を挙げておりますが、必ずしもこれだけが手段だとは思っていません。認可保育園を新たに増設せずとも、地域型保育や小規模保育は新たな敷地の確保などはビルの空きテナントなどを使えばそれほど大変ではないと思います。園庭付きの認可保育園の増設よりはハードルは低いと思います。全国では小規模保育はどんどんふえているので、そのようなやり方で待機児童対策をすることも可能だと思いますし、認定こども園の移行はハード的な新たな施設整備は必要ないので、困難な理由もあると思うが何らかのやり方で解決して認定こども園が進めば、十分待機児童の受け皿になると思います。必ずしも多額の予算をかけて、100名規模の認可保育園をふやすというやり方以外にも知恵を絞ればやり方はあるのではないかと考えています。

中村委員

私も渡辺参考人と同じぐらいの子どもがいるので、理屈としてはよくわかっているが、施設サービスを提供するとなると時間もお金もかかる。

海外などの事例では、専業主婦がほとんどいないような国については、施設サービスとしての重要性よりも、対人サービス、ベビーシッターな

ど保育サービスだけ提供するようなものもふえてきているという話も聞いているし、東京都が認証保育所をやり始めたのも国の制度を待っていて、認可保育園をつくろうとしても財政部分で工面できないので東京都は自分たちの制度で認証保育所をつくった。

施設整備について日本の親はかなりのこだわりがあり、そこでいい保育がされてきたのだと思う。現実的な手段としては施設整備だけに頼りすぎると時間もお金もかかってしまって、対人サービスとしての充実によってある種解消できる部分もあるのかと考えているが、それについて親の気持ちとしてはどのような感じなのか伺いたい。

渡辺参考人

中村委員の意見に同意するところがありまして、諸外国の例では、0、1、2歳の保育の状況は、3割は保育園で3割はベビーシッターなどを利用しているなど、ベビーシッターの利用率は高いという数字は見たことがあります。

日本も今後、共働き家庭がふえていくと施設だけで子どもを預かりきるのは、個人的には厳しいと思います。ただ一方で日本の保護者の中ではベビーシッターは少し不安で、保育園なら安心という感覚はあるのかなと思いますが、現実問題としては変わっていかねばいけないと思っております。例えば市がベビーシッターへの補助を手厚くするなどをやっていただければありがたいと思っております。

・要旨5について

末吉委員 前回の両立支援の請願の時に参考人が来てお話しされたのと同じ要旨だと思ってよいか。

渡辺参考人 基本的には同じものです。

末吉委員 市が保育現場の声を聞く場を設けていれば育休退園に付随するさまざまな問題も防げたはずだとあるが、この点についてもう少し説明願いたい。

渡辺参考人 現時点ではそういう場がないと思います。私もいろいろと言いたいことはありましたが、請願を出してこの場を設定するまでは、市の公式で意見を伝える場はつくれませんでしたので、なかなか現場の保護者の声を伝える場がないと思います。もしそういう場があれば、今日も議論に出たいいくつかの問題のうち、例えば待機児童対策として育休退園枠に待機児童を入れてしまうと小規模保育の枠がなくなってしまうというのは、多分小規模保育の方々は早い段階で気づいたと思います。私は小規模保育ではないのでそれに気がつきませんでした。そういった人たちの声を早い段階で聞いていれば、これは後々こういった問題になるのではということはある程度拾い上げられたのではないかと思います。なので、ぜひ保育現場の声を聞く場が現時点ではまだ設けられておりません

ので、早くそういう場を設けていただければと思っております。

末吉委員

要旨1に育休復帰時の利用調整指数は公平性を考慮するとあるが、参考人の考え全体の中に、みんなの納得性があるものを実現するために利用調整指数があってほしいという広い視野だと受けとめた。そのことはいえ、利用調整指数の改善ということはこの後、委員会の中で少し議論していくべき大きな問題だと思う。要旨5は、育休退園に付随するさまざまな問題という、ある意味の感情であったり、さまざまな個々の事情であったり、そういうことからきているのかと思う。むしろ望んでいるのは、制度設計も含めて広く市民が納得できる利用調整指数になって、公平性が担保される仕組みになってほしいという願いだと私は受けとめていたがいかがか。

渡辺参考人

ほとんどおっしゃるとおりです。要旨5の、子育て支援に関する会議体を求めるというのは、育休退園のためというものではないです。今後保育の問題はいろいろと出てくるでしょうし、そのたびに制度設計に現場の保護者が全く関われないというのが、私は納得できない部分があります。少なくとも、そういう現場の声を聞くプロセスを経て形になるような、何らかの制度がほしいと思っております。公平性とは何かといえ、私は保護者たちの納得感だと言い換えてもいいかと思っております。ですが、そのためには声を聞く場はぜひ必要ではないかと思えます。

末吉委員

非常に厳しいことを言うようだが、保護者の意見という話があった。
私たちは議員なのでいろいろな人の意見を聞くことがあるが、なぜ育児休業中の親が預けられてうちが預けられないのかという声を聞くこともある。その意味では、広くこれから保護者になるだろう市民の声も含めてということでしょうか。

渡辺参考人

全くそのとおりで、現在待機児童という家庭の声もぜひ聞くべきだと思います。

矢作委員

新たな会議体の速やかな設置を求めるとあるが、前回の両立支援の請願も全会一致で採択されている。現状で、市で行われている会議には子ども・子育て会議や保育園等運営審議会などがあるが、その中に保護者の声が反映されていけば、新しくつくらなくてもよいという理解でよいのか。

渡辺参考人

そういう形もあると思います。今挙げられた二つの子育てに関する会議が所沢市にはあります。ただ、議事録を見ると、子ども・子育て会議は保育園だけでなく、幼稚園や学童などいろいろな問題を取り扱っているため、このような保育園の細かい制度に対して突っ込んだ議論というのはなかなか行われにくい場だと思っております。保育園専門という意

味では、保育園等運営審議会がありますが、私が議事録を読ませていただいた印象では少し物足りない、形骸化しているという受けとめ方をしています。そのため、必ずしも新しい会議体を設置するというやり方ではなくて、その保育園等運営審議会を活性化するか、より多くの人に参加できる形にするとか、そういう形でもここで求めていることは実現可能かと思います。いわゆる、審議会の乱立のようなことはよいことだと思いませんので、保育園等運営審議会を活性化するというのは一つのやり方だと思います。

吉村委員

前回の両立支援の請願の時にも、必ずしも会議体じゃなくてよいと言っていた。いろいろなことを考えると今の会議体では不十分だということだが、こどもと福祉の未来館ができて、子育ての中心拠点となる。こうした所で、子育てや両立支援に関するシンポジウムを企画して、いろいろな関係者に集まっていただき、話し合いや意見聴取をすることもできると思う。そうしたこともぜひやってほしいということか。

渡辺参考人

そういう形で、とにかく声を政策立案する立場の方々に直接届ける場が設けられるのであれば、必ずしも会議体という形でなくても、趣旨としてはそういうことですので、声を聞いていただく場を設けていただければと思います。

越阪部委員

これまで聞いてきて、行政だけではなく親も、お互いに知るような情報交換の場を多く設けるべきだと思う。これは、預けることがどういうことなのかも含め、どこを中心にして子育てをしていけばよいのかという環境なども含めておっしゃっていると思う。保育のあり方や、なぜ子どもを保育園に預けたいのかということがお互いにわからなければと思うが、いかがか。施設やそのあり方の中では、施設をつくるというのは大変なことだし、莫大な税金がかかる。0歳児を1人預けると、人件費だけでも年間300万円ぐらいかかってしまうというのが現実だ。そういうことも含め、どういうやり方が一番よい子育てになるのかということをもっと話せる場が多いとよいと言われていると思う。話が戻るが、なぜ子どもを保育園に預けたいと思っているのかという理由を伺いたい。

渡辺参考人

多くの保護者の声を代弁する形で伝えさせていただくと、基本的に一番多いのは就労のため、仕事を継続するためですが、その理由の中にもいろいろあります。例えば、父親だけでなく母親も働かなければ家計が回らないという厳しい経済環境の家庭です。昔は保育園を利用する方は、割とそういう方が多かったのかなと思います。昔とは、専業主婦が圧倒的に多かった昭和の時代などで、母親が働かないとどうしても家計が回らないという家が保育園利用家庭の主流だったと思いますし、今もそういう家庭はあると思います。一方で、現在は必ずしも父親の収入だけで

は生活できないという生活のためという理由だけではなく、語弊を生む言い方かもしれませんが、母親が自己実現をする、自分が社会に出ることが自分の人生や家族のあり方に重要な意味を持つという理由もあります。よく母親が働きに出なくても生活できるのではというご指摘を受ける場合もありますが、例えば小さいころから夢を持って勉強して、学校を出て就職してやっと手に入れた仕事を、子どもの預け先がないというだけで諦めなければいけないということは、女性にとっては非常に残念なことではないかと思います。そういう理由で保育園を利用したいという共働き家庭がふえているのではないかと思います。さらに、就労のためだけではない状況が発生していると思います。例えば、育休退園中の家庭は実質専業主婦です。育休退園中は働いていないのに、保育園に子どもを預けることをケースによっては望んでいます。それは、母親の就労支援より子育て支援、孤立した母親のサポートという意味合いを持っていると思います。これは、実は共働き家庭だけではなく専業主婦家庭にも当てはまるケースは多いと思います。専業主婦家庭でも母親が孤立していて、0歳や2歳の子の保育で非常に苦しい思いをしている家庭もあると思いますので、ケースによってはそういう家庭も保育園を利用できるようになってほしいのではと思います。実際に、私と同じマンションで、専業主婦ですが所沢市の認可保育園に入られている方がいらっしゃいます。その家庭はお子さんが5人いるうち、双子が一組いて保育が大変だという理由で保育園が利用できています。働いている母親だけに

保育園の利用を必ずしも限定する時代ではなくなっているのではな
いかと思います。

平井委員

例えば、所沢市の子ども・子育て会議は所沢市の子ども達をどういう
方向に持っていこうかという大きな方針をつくることであったり、保育
園等運営審議会は具体的な問題であったり、両方とも政策過程の中にい
ろいろな人が入ってきて、声を反映するところである。参考人は声を聞
いてほしいと言うが、聞くだけでよいのか。そういった政策過程に自分
たちの声が反映されていかなければいけないと思うが、そういう理解で
よいのか。それとも、先ほどあったようにシンポジウムをやってくれば
よいとか、そういうことなのか。政策過程に自分たちの声が反映するよ
うな形でやってほしいので、例えばこの枠に子育て中の母親を入れてほ
しいということなのか、それとも自分たちの声を聞く場がもっとほしい
ということなのか、どちらなのか確認したい。

渡辺参考人

できることであれば、政策決定プロセスに保護者が関わったらよいと
思います。

亀山委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。
本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意
見を述べていただき、心から感謝いたします。

本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

【参考人への質疑終結】

休 憩 （午前11時7分）

（※休憩中に保護者から意見を伺う。）

再 開 （午後1時3分）

【質 疑】

・要旨1について

末吉委員

初めに現在の保育園入園者、不承諾者、育休退園者などの人数の説明を聞きたい。

町田保育幼稚園課長

平成28年4月の入所の状況ですが、新規申請が1,847人、うち内定者が1,384人、保留が463人になりました。平成29年4月につきましては、新規申請が1,863人、内定者が1,317人、保留が546人となっております。平成28年4月の保留数、いわゆる不承諾の通知の463人ですが、そこから保護者の方に個別に連絡をとり、入園可能な園を紹介した結果、入園内定された方、あるいは既に保育園等に入園しながら転園された方、申請の取り下げや内定辞退の方を抜いた結果が157人でした。この157人のうち、1園のみを希望する方、

求職活動を休止している方、育児休業中の方などを差し引いて、最終的に待機児童は11人となりました。なお、平成29年4月の分については、入園調整の最中ですので細かい数字は出ておりません。

末吉委員

育休中で退園された方と、通園している方の人数を伺いたい。

町田保育幼稚園課長

平成27年度6月から3月に育児休業により退園された方が116人、平成28年度4月から12月に退園された方が115人です。平成28年4月に復帰したいと申し込みをされた方は、皆さん既に通園されております。

末吉委員

育児休業の取得期間別の人数を把握しているか。

町田保育幼稚園課長

その統計はありません。

近藤委員

在園中に勤務時間が変わった場合の指数はどうか。

町田保育幼稚園課長

指数自体は下がることとなります。勤務時間が8時間以上か、8時間未満かで点数が変わります。

中村委員

育児休業期間について、加算される最低限度の期間はあるか。

町田保育幼稚園
課長

1カ月でございます。

吉村委員

請願者が、下の子に100点加算するのは他の入園希望者との間の公平性に疑問があると言っている。このことについて資料で2つ例示されているが、これについて市はどのように考えるか。

町田保育幼稚園
課長

添付資料1に示された下の子への100点加算の問題点、初めに②ですが、平成29年4月の入園に関し、ひとり親家庭の方は皆さんが入園されている状況です。ひとり親家庭の加算がある方の申請者数は74人、うち63人が内定を受けました。残り11人に連絡をさせていただきましたが、いろいろな事情もありお断りされました。ご希望された方は皆さん入所をされている状況です。

次に①の、上の子が継続して下の子に加点が付かないことについて、午前中に参考人から、既に入所している方との不公平が生じるので難しい問題だとのお話がありましたが、まさにその点については不公平であり、ただ実際にこの制度で入所できて安心したという方もいらっしゃるという事実はあると認識しております。

吉村委員

ひとり親の方について平成29年4月の入所はできるとのことだが、今年はやかったがその先はわからない。このことについて問題視するという方向で考えているのか。

町田保育幼稚園課長

いわゆる加点が付いているケースの取り扱いについては、申請をいただいた段階で今年はどのような状況なのか見据えて対応していきたいと考えていますし、今後についても注視していきたいと考えています。

吉村委員

平成27年に新制度がスタートし、3年目に入る。この制度の検証や見直し作業を今までやってきたのか、それともこれからやるのか、どのように考えているか。

町田保育幼稚園課長

総括ということになるかと思います。現場でもこの場合はどうか、あの場合はどうか、という議論もありました。保護者の方からいろいろなご意見をいただいたということもあります。今回、総括をする中で忘れてならないのは、施設側の視点を重んじなければいけないと感じたところ。先ほど来、委員からも子どもが入れ替わりになり、保育がしづらいというお話もありました。一方、お母さんという時間がふえて遊びに来た時の子どもの顔つきが変わった、進級したときに保育がしやすい、という意見も聞いています。今までにこの制度をつくっていく上では、退園すること、戻すこと、育休中の子どもがどうなるのか、という視点

で進んできた部分がありますが、やはり現場の状況も確認していかなければいけないということで、その点についてはすぐにでも検証していきたいと思っております。

中村委員

そもそも、育休退園制度の目的とその効果についてはどういう考えか。

町田保育幼稚園
園課長

まずは保育を必要としている方に保育が提供できるように、と目的を示してきたところでは。一方で、待っている方が年度の途中で入園できるということになりますので、待機児童対策としての意味合いもあると認識しているところです。ちなみに年度途中の入園ですが、平成28年度中に公立保育園で95人、全体では353人の方ができています。

中村委員

保育を必要としている方のため、という部分について具体的な説明をしていただきたい。

町田保育幼稚園
園課長

子ども・子育て支援法が施行されたときに、児童福祉法の中で保育を必要とする定義が多々示された中、年長、体の発達の状況で集団生活が必要だと認めた場合には育児休業中でも保育を必要とする、と国が示しています。それを受けて、所沢市では育児休業中の、0歳から2歳のお子さんについては一旦退園していただく、ただし、市では戻れるような施策を用意したという状況です。

中村委員 整理すると、育休中の保護者に限っては、より必要性の高い保護者ないし子どものために少し席を譲っていただいて、その間、限られた枠を分配するということよろしいか。

町田保育幼稚園課長 一旦退園したところに誰かに入っていて、譲ることが的確かどうかわかりませんが、そういったことは十分にあると思います。

中村委員 その効果があって、それが待機児童対策に寄与し、353人か、95人か、受け入れがあったとのことか。

町田保育幼稚園課長 ただいまの353人というのは公立保育園、私立保育園、地域型、認定こども園をすべて含めた数字です。95人は公立保育園のみの数字です。

中村委員 すなわち353人という数字が実際に待機児童の解消に寄与した数字と言えるのか。

町田保育幼稚園課長 この議論は当初、いろいろとありましたが、戻るときには兄弟揃ってという形になりますので、そこの部分については待機児童対策になっていないのではないかという議論があったかと思いますが、わかりにくい

制度なので、端的にいうと保育園では年齢ごとの定員数というものが、0歳よりも1歳、1歳よりも2歳、2歳よりも3歳ということで枠が少しずつずれていますので、そこに進級して戻ったときには、その隙間の部分で吸収できるということで、待機児童のほうは大丈夫ということでご説明をさせていただいたところです。

中村委員

確定した人数という形では、なかなか353人という数字で出すという事は、この制度に関しては難しいと。より必要な子どもが早い段階から保育園に入れるようになったという意味では、一つ効果があったという認識でよいか。

町田保育幼稚園課長

そのとおりです。

中村委員

当初、育休退園の運用を始めた段階では、100点加算を上の子にという話があったが、今も100点加算での復帰なのか。それともいろいろな情報を総合すると既に100点ではなくて、100パーセント復帰できているという話もあるが、そのあたりは点数として表示しているのか、それとも枠を確保しているのか、この運用は、実際にどのようなになっているのか。

町田保育幼稚園課長	100点加算ということで指数はとっておりますが、その他に枠というところでとっております。
中村委員	今、上の子に関しては100点であろうが、点数に関わりなく確実に私立も公立も含めて戻れるということか。
町田保育幼稚園課長	そのとおりです。
中村委員	最初からそうだったか。この制度が始まってから、途中で変わっていないか。
町田保育幼稚園課長	当初、戻れるように努力するというような言い方をしていたのは事実です。ただしその点については保護者からも不安の声がありましたので、100点ということと、その枠の部分については確実にということで、取り扱いをさせていただいたところです。
中村委員	ある種、努力義務であったものを100パーセント確実にしたという方針変更はいつあったのか。
町田保育幼稚園	私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、当初から我々として

園課長 は、極力戻すようにということで準備をしていたところですが、それがあやふやな言い方になってしまったということで、当初から枠のところは検討する方向ではいたところではあります。

中村委員 最初から100点という話はしないほうが良かったのではないかと。なぜ最初に100点というふうになったのか。

町田保育幼稚園課長 入園調整する場合には、指数で表示しないと理解をいただけないところもありましたので、そこについては100点ということで対応させていただいたところではあります。

中村委員 それを確定させてしまうと、先ほど言っていた保育を必要とする方に、より入りやすいような環境を整えていこうということと矛盾するようには思えるが、そもそもの育休退園制度の目的、上の子に関しては、それほど矛盾はないかと思うが、そのあたりについてはいかがか。

町田保育幼稚園課長 上のお子さんが退園して戻るときに、下のお子さんと一緒に戻らないとお母さんが復職できないということがありましたので、下のお子さんもということで運用させていただいているところではあります。

中村委員 下の子については、今は100点加算なのか。

上の子と同じ保育園に入りたいときと別の保育園を希望されるときとで、100点なのか、その他、違う制度がとられるのか、このあたりについてもいろいろな見解があるようだが、どのような運用をされているのか。

町田保育幼稚園課長

保育園によっては0歳児保育をやっていないところもありますので、保育園によっては運用が変わってきてしまうことをご承知おきいただいた上で、保護者の方々によっては、100点で元の園ではなくて、近いところの園に転園したいというお母さんがいることも事実です。

その場合は枠をとらず、100点で入園調整をさせていただいている状況です。

中村委員

今の実際の運用では、上の子と同じ保育園に通うとき、かつ、上の子が今まで在園していた保育園の場合は、上の子も下の子も点数に関わりなく、その保育園に入れるということか。

町田保育幼稚園課長

そのように運用させていただいています。

中村委員

違う保育園に転園する場合には、上の子は確保されていて、下の子については100点加算なのか。

町田保育幼稚園課長

上の子も下の子も100点加算で入園調整になります。

中村委員

最初から、そのようなやり方をしていたのか。

これも途中から状況等が変わって政策の枠組みだけではなくて、内部で詰めてきたのか。

町田保育幼稚園課長

当初これを考えたときに、元に戻るといふ大前提でしか考えていませんでした。ところが保護者の方々からいろいろと話を聞いたら、私はという声が出てきたものですから、そこについては政策の変更と受けとめられたのではないかと思います。

中村委員

元々、この制度については、ある種、これはどういった意味で市長がご発言されたかわからないが、子どもがお母さんと一緒にいたいはずだというお話があって、それがマスコミ等に取り上げられたこともあって、有名になったというか、騒動が大きくなった部分もきっとあったと思うが、そもそも子どもはお母さんと一緒にいたいはずだから始めた制度ではないと思うが、そのあたりを確認したい。

町田保育幼稚園

その点については私のほうから申し上げますが、決して市長がおっし

園課長 やる、子どもは母親と一緒にいたいからということで始めた事業ではございません。

中村委員 市長自身もそういう意味ではないということを時々おっしゃっていることを私も認識しているが、そういった制度にも関わらず、どうしてここまで騒動が大きくなってしまったのか。

町田保育幼稚園課長 これまでも委員会でご指摘いただいておりますが、まずは保護者への周知について、私たちの準備が至らなかったということがあると思います。

中村委員 いろいろな保護者の方々のお考えやご不満というのも理解はしているが、税金の使い方としてなるべく保育の必要が高い方に税金を使っているという努力やそのような方々になるべく入園していただくというアプローチ自体は決して間違ったアプローチではないと思うが、税金の使い方という面で、この制度はどのように考えているか。

町田保育幼稚園課長 この公費の投入に関しては、やはり自宅で育児ができるという方には退いていただいて、本当に保育の必要な方がご利用いただくというのが公平な公費の投入であるというふうには考えております。

中村委員

職場復帰できるか、できないかという視点はもちろん重要だが、やっぱり制度の根幹として税金の使い方という部分については、もう少し、意識が欲しかったし、それをうまく説明をしていただくという部分が足りなかったと思うがいかがか。

町田保育幼稚園課長

その辺については私たちとしても反省すべき点ということで認識しています。そのこともありまして、手前味噌になりますが、給食の委託に関しては、できるだけ保護者の方には、ご心配がないようにということで、何回も説明会を開いて進めさせていただいたところです。

中村委員

以前、保育園の民営化の問題があつて、そのときは保育課が丁寧に、各保育園で保護者に対し説明をしてきた。あのときは説明をし過ぎた結果、市の方針を実行できなかったといった反省があるのかなと思ってしまう。今回はそのぐらい、切り替えるのが早かった。かつての市の方針が実施できなかったことを踏まえた結果、このようになったという部分はないのかなと思うが、そのあたりはいかがか。

町田保育幼稚園課長

100パーセントなかったとは言いがたいのかなと思いますが、実際に保育する現場の中で、保育士も実は育休問題に非常に悩んでいまして、これまでも議論の中にはありましたが、例え乳児でも集団生活は必要だという意見もあるし、一方で家族の絆は大事だということで、保育士自

身も悩んでいらっしゃる。私どもとしても、この制度をいかに上手く回していくのかを考えていかないといけないというふうに考えております。

中村委員

各論に移るが、資料1のひとり親家庭の部分では全入という話があった。全入であることは私も良いことだと思うが、全入であるかは問題ではなくて、ひとり親世帯のほうが現実として点数が低くなってしまうことにある。これには育休退園の方が入所し、ひとり親が入所できないという可能性がある。結果的にどうであったかではなく、実際にその点数として置き換えていくプロセスが必要だと思う。ひとり親が高くなるような制度設定をしなければいけない。いつも不公平感があることや、時代のニーズというものを捉えて見直していかないといけないが、そのあたりについてはいかがか。

町田保育幼稚園
課長

この利用指数の変更に関しましては、すごくナーバスな部分があります。例えば平成29年度ですと、保育士で復帰する場合には加点を付けて、これは国からの通知もあり、そのようにさせていただいたのですが、良かったという一方で、何でそこを優遇するのだというご意見もあります。ご指摘のひとり親からの部分については、確かに今、委員がおっしゃったとおり、その可能性があるというところでは、何らかの手立てを精査する必要があるのかなというふうには考えております。

中村委員 下の子の入園を確保という部分については、いわゆる育休退園の騒動が始まり、それが大きくなるにつれて、その批判をかわすためにできた制度ではないのか。

町田保育幼稚園課長 そうではありません。

園課長 もともと保護者から、いろいろなご意見をいただく中で、実は園を回って保護者の方からご意見を聞きました。その中で一番多かったのは、兄弟揃って戻れるというのが一番なんですというものでした。もし確実に戻せる制度があるのだとすれば、これは場合によっては2人目、3人目の出産も保護者は考えますよと、そのくらい保護者にとっては辛いものなんですというお話は聞きました。

中村委員 職場復帰できるかできないかという問題は、保育園に実際に入れなかったから復帰できないという方もいらっしゃるわけで、そのあたりはいかがか。

町田保育幼稚園課長 育休復帰し戻る方は点数が高い方になりますので、たとえ不承諾が出て、ご家庭にご連絡を差し上げて、できるだけ利用できるようなという事で対応はさせていただいているところです。

平井委員

予算特別委員会で、育児休業退園問題が待機児解消につながったかという質疑に、そうはなかったという答弁であったが、今日の答弁と齟齬があるので説明願いたい。

町田保育幼稚園課長

定かではないですが、分析はしていないという答弁をさせていただいたと記憶しています。一度育休退園を受け、そこにどなたかが入られたというところでは、確かに待っている方々に効果があるにしても、進級して戻ってきた時にはそこには2人が入るわけだから、そこについてという意味での分析には至っていないとお答えさせていただきました。

末吉委員

今年度は、途中入園が353人とのことだったが、育児休業を取られる期間については把握をしていないということだった。例えば、最短の1カ月であれば間に誰かが入ってくるという問題はない。例えば1年、2年と取られる方がいれば、そこに誰かが入って、待機児童の解消になるということはあるが、育休で戻られる方のために枠を設けておかないと保証できないという問題があるわけだから、年度途中入園の数が353人であったとしても、そのことが育休退園の恩恵であるとはなかなか理解できない。年度途中入園が数カ年の中で非常にふえてきて効果があるという数の推移を示していただきたい。

町田保育幼稚園

手元の資料では、平成26年度の年度途中入園の件数は333人でし

園課長 たが、平成27年度では424人となっています。先ほどの353人というのは年度途中の集計になります。

小山保育幼稚園課副主幹 年度途中に入園ができる場合というのは、転居等いろいろな事由で空席ができるわけですが、例えば同じ園に2人の枠ができて園の事情で1人だけ再入園ができた場合、どちらの事情で枠ができたかということについては、なかなか線引きが難しいところがありますので、育休退園の枠で何人入園ができたかということは、申し上げにくいです。

末吉委員 課長の言い方では、ご遠慮いただいた枠に入れるという説明であったが、今の運用では空けておかなければいけないという意味では、待機児童解消に寄与した件数はさほど大きくはないのではないかと思うが、その件数は把握しているのか。育児休業を取られたから、待機児童がこれだけ減少したという数字はあるのか。

町田保育幼稚園課長 ただ今説明させていただいたとおり、年度の途中で戻ってきたということのカウントは難しいです。

中村委員 待機児童の解消というのは、枠と一緒に希望している人が一緒なのだから、それはほぼ一定と考えてもよいと思う。ただそうは言っても、育休の方々がお休みされて税金を投入しながら、より必要性の高い方々に振

り分けるという意味はあったという理解だと思う。公費を投入する以上、なるべく多くの方々に、なるべく多くのパイを投入するのは当然のこと
で、そういうやり方だったということか。

町田保育幼稚
園課長

そのとおりです。

平井委員

いろいろなパターンがあると思うが、育休退園の枠については、戻っ
て来られるときのために枠を取っておくため、枠がずっと空いたまま保
育をしていて、それは収入減となっているという理解でよろしいか。

町田保育幼稚
園課長

実際には空いたところに入るケースがほとんどです。先ほどのあと1
カ月で戻るというようなケースについては、空いたままということはあ
りますが、そうでないほとんどのケースは入園しているので、空いたま
まということはありません。

中村委員

先ほど、施設運営側からの視点での見直しも必要という話をされてい
たが、基本的には、年度切り替えの部分で枠ができて、そこに入るとい
う形が多いと思う。仮に2カ月、3カ月の育休を取って戻ってくるとい
うことがわかっている場合には、そのあいた枠に1カ月、2カ月入ると
いうことは難しい時もあると思う。施設側に減収が生じた時に、補助金

の補填などはあるのか。

町田保育幼稚園
園課長

仮に、入れない場合は、減収になります。

中村委員

保育士の待遇が良くないということが言われていて、社会福祉法人ないし保育園運営者側に、減収の状況が生じるというのは、本来避けなければならない部分もあると思うが、いかがか。

町田保育幼稚園
園課長

平成29年度の国の予算の中で、育児休業終了後の入園予約制ということで、新たな補助金を導入との説明を聞いておりますが、この点について補助の対象になるか否か、注視しているところです。

中村委員

退園された方が戻るという状況の中で、弾力化という部分もあるが保育園には定員がある。そういった部分で、保育士のやりくりという面では、この制度が始まったことによって、特に民間保育園について大変になってくる部分があると思うが、その辺の話は聞いているか。

町田保育幼稚園
園課長

保育士側の声としては、やはり、お子さんが変わってしまうのが大変だということは聞いています。しかし、その一方で、自宅でいらっしゃるお子さんの姿を見てという声も多いのは確かです。

中村委員

詳しくはわからないが、保育士というのは、年齢において配置基準が違っているので、戻ったり退園したりということが年度間で行われることによって、配置をいじらなければならない。いじるにしても保育士自身が必要に足りないし、経営に余裕があるわけではないので、そういった状況の中で、実は施設者側にも負担を強いていた制度ではないかという反省があるのだが、その点についていかがか。

町田保育幼稚園
園課長

現行の市内の民間保育園については、いわゆる弾力化ということで、そもそも少し定員が多い状況で運営していただいておりますので、その中でやり繰りということで、いろいろ頭を悩ませながら従事していただいているのが現状です。

矢作委員

資料1に戻って聞きたいのだが、先ほど、ひとり親の場合には全員入園できたということだったが、そうは言っても11人の方が辞退をされている。辞退をされたというのは、本来は希望をしているのだけれどもやむなく諦めたということである。本来であれば利用指数としては点数が高いのだけれども、育休退園で復帰される方がいるために、入れなかったというような事例はあるのか。

町田保育幼稚園

①の事例として、これと全く同じような状況があったかどうかの把握

園課長 はできておりません。

矢作委員 件数によっては、あり得るということか。

町田保育幼稚園課長 可能性として、数字上ではあるかと思います。先ほどのひとり親の辞退の例でいえば、ケースワーク的なことも含めてお話を伺っておりますが、結局のところ、何とか生活できているのでまだいいですということでした。先ほど議員からご指摘いただきましたが、個々のケースがあり、いろいろな家庭の事情がありますので、必ずしも議員が想定しているケースだけではないということをご理解いただきたいと思います。

末吉委員 不承諾になられた方から相談があった時に、育休を取ると加算になるということを説明されなかったということをお伺ったのだが、きちんと説明しているのか。

町田保育幼稚園課長 入園指数表に、育休加点で9点ということは掲載しておりますので、そういった苦情の報告はありません。

・要旨2について

末吉委員 地域型保育の話で、この委員会で特定事件の審査をしたが、そのときの課長答弁で、地域連携園の定員に対して点数を多くすると、4、5時

間の方が8時間以上の人よりも逆転現象が起こるとあったが、そういった不公平な利用調整指数は改善されたのか。

町田保育幼稚園課長 20点で加点となっておりますので、全体的な点数のバランスからいけば、必要な人に保育園に入園ができていると考えています。

平井委員 地域型保育に入っても連携園に入れなかったという話は聞いている。一番誠実なのは請願どおりで、入れる認可園が少ないということがあるが民間園にいくつ連携園があって、公立ではいくつあるのか示してもらいたい。

町田保育幼稚園課長 手元にある資料が地域型から見た連携施設の資料ですので、すべてお答えするのは難しいと思います。

平井委員 民間園と幼稚園がほとんどだが、公立保育園に入ればすぐに解決する問題だと思うが、それがなぜできないのか伺いたい。

町田保育幼稚園課長 当初予算にも計上させていただいております認定こども園について幼稚園との協議を進めておりますので、必然的にそういった形でふえていき幼稚園の受け入れが可能になっていく、長い時間保育で預かれるということが今後見込まれているのが一点目です。

もう一点、これまでも委員から公立保育園での連携施設の話はいただいておりますが、公立保育園は発達に遅れが見受けられるお子さんが非常に多く、今以上の受け入れはなかなか難しい状況にあります。

平井委員

保育士を増員すれば解決できるということは考えられないか。

町田保育幼稚園課長

それについては現場でずっと確認はしておりますが、人数よりも保育士の技量、専門的な保育、指導力がないと子どもにとっては難しい部分もあります。現在、秩父学園と連携をしながら集中支援ということで、保育士のサポートの取り組みを進めており、まずは公立保育園を中心に障害のお子さんを預かる環境整備に取り組んでいます。

平井委員

請願が通った場合、所沢市としてなんとかしなければいけないが、その検討について考えがあれば伺いたい。

町田保育幼稚園課長

公立保育園では、障害のお子さんの受け入れを重点的に進めていきたいと思っております。民間保育園につきましても、連携を取っていない民間保育園もありますので、そこについては順次説明をしながら取り組んでいきたいと考えています。

中村委員

特定事件でも議論をしたと認識しているが、以前、地域型保育に通っ

ている保護者に対して特別な枠を設定しているような説明や配付物があったが、改善したほうがいと委員会で議論をして、改善をするという答弁だったがその後どうなったか伺いたい。

町田保育幼稚園課長

先日特定事件で配付したパンフレットを配ることと、施設にもご協力いただきながら、その点について差異のないように、誤解のないようにお話をさせていただきながら進めていった結果、今年度の入園に関して保護者からの苦情があったということは聞いていません。

中村委員

連携園をふやすという努力、活動の中で問題は保育園の運営側に連携するメリットがほとんどないという状況があると思う。

待機児童がいる中で、新たな園児を獲得するためにあえて動く必要はないと思うので、国の制度上の設計もあると思うが何とかしなければいけないというのが一つの課題だと思う。そのことについて市としてはどのように対応するのか伺いたい。

町田保育幼稚園課長

地域型保育のもともとのシステム上は当初からの議論があったようですが、最近では企業主導型ということで新しいシステムもできあがっている状況があるので、それを踏まえて3歳児の枠をどのようにとっていくのが課題だと捉えております。

中村委員	新たな案はないのか。
町田保育幼稚園課長	幼保連携認定こども園が一つのキーワードになるのかと感じています。
中村委員	基本的にどこも保育士が足りない状況で、保育園側にとっても小規模との連携で、人のやりくりはできないのか。小規模は最初、人が少なかったなどあるので、そのときに抱えている保育士を使うなどやり方はないのか。
町田保育幼稚園課長	平成27年、平成28年に合同説明会を市主催で開催しましたが、参加された保育士へインタビューをしたところ、地域型保育はこじんまりとしているので、保育しやすいという意見もありました。今の保育園では、保育士の業務範囲が明らかに過重になっており働きにくくなってしまっているのが一つのポイントなのかと考えています。 保育は朝から晩までずっとということで、保育士は7時間半から8時間の勤務時間でありながら、例えば公立保育園は13時間の保育になりますので、当然ながらローテーションが必要となりどうやって予定を組むのかが大きな課題だと聞いています。
吉村委員	連携園として保育園にはメリットがないと思う。何かあれば自分のと

ころで不服を受けなければならない。請願者の理由の中で今年の12月に総務省が厚生労働省に対して勧告をしたと掲載されているが、どのような背景で、どのような内容だったのかを伺いたい。また、昨年4月1日の連携園の資料があるが、これには一つしかないなど本当に厳しいということがわかる。平成29年4月の地域型から移行に関してスムーズにいったという話があったが、連携園がある程度確保できてうまくいっているのか、たまたま今年がうまくいったのかそれについても伺いたい。

町田保育幼稚園課長

国からの確保策についての通知の背景ですが、平成27年4月に子ども・子育て支援制度が始まったときに地域型の連携については、努力義務というのが国の設計でした。ところが、1年やってみて3歳で戻れないという事態が起きたので、国からも、連携施設をとってほしいという通知になりました。

他の市町村では連携園を取らないで進めてきたところもありましたが、所沢市は家庭保育室が非常に多く、家庭保育室の事業所にも運営に影響がないようにということで、当初から連携施設については家庭保育室側も保育園側にも市からも連携してほしいとお願いをしている経緯があります。

平成29年4月の動向についての分析はまだできていませんが、小規模保育事業を卒室する方に関しては、来年度何人卒室するのかをあらかじめデータを取りながら、検証していきたいと思っております。

吉村委員

連携園が少なくて移行がうまくいくか不安なところについては、ある程度市でも連携園を持てるような取り組みをしていくのか伺いたい。

町田保育幼稚園課長

そちらにつきましては分析をしながら、進めていきたいと思っています。

末吉委員

前回の地域型保育の審査のときに、課長から卒室をしたあと保護者の勤務条件によって、幼稚園、認定こども園、預かり保育の併用でカバーできるケースもあると説明があったが、請願の中では地域型保育を卒園した子どもが認可保育園に移行できないと書いてあるが、一番問題になることは地域型保育に入った方がはしごを外された形で行き所を失うという事態があってはならないことだと思うがそこについては、今の答弁だと全て納得がいく形で卒室をしているのか伺いたい。

町田保育幼稚園課長

今年度は、昨年度の経験を活かしまして、卒室の状況は年度途中から確認をし、入園できるように注視してきた経緯がありまして、保護者からも訴えがないところをみると一定のご理解はいただけていると思います。

末吉委員

入園先について、統計はあるのか。

町田保育幼稚園課長

調整している最中ですので、今のところはまだわかりません。

・要旨3について

中村委員

子育ての孤立化について、休憩中にお母さん方から伺った話の中に、せっかく育休中なので地域で子育てをしようとしたら、受け入れ先が児童館を含めてどこにもなかったという話があった。そのあたりの状況はつかんでいるのか。また、保育幼稚園課で話をすることではないかもしれないが、せっかくそうやって地域で子育てをされる方には、保育園の利用に関わらず、なるべくそういった形でやれるようなシステムをあらゆる場面で整えなければいけないと思うが、それについては現在どのようになっているか。

町田保育幼稚園課長

社会資源の周知につきましては、退園された方にはその都度案内を送らせていただいて、先ほどのご意見を私は聞いていないので何とも言えないのですが、うちのほうで退園されている方にどうですかと電話でインタビューしているところでは、どこも行けなかったという状況は聞いておりませんので、もしそういったケースがあるのであれば、調査をさせていただきたいと思います。それから、役所のほうから電話で確認をさせていただく中では、児童館を紹介してもらったけれど児童館はなじ

まない、公民館の子育てサロンに行ってもなじまないと言って、なぜなじまないと思いますかと聞いたら、やはり保育のコミュニティに慣れてしまっていて地域のコミュニティになかなか乗り切れないという話を聞いて、やはりそうなのかと実感しておりますので、今後の課題になると思います。

中村委員

制度としていろいろなものを用意しても、それに漏れてしまう人や合わない人がいるので、いかに多層的に受け皿をつくっていくかしかないのでは限界があると思う。そういった情報を、逆に地域や子育てサークルに伝えることができないか。悩んでいる方に情報提供をするだけではなく、サービスを提供する側に情報を示すようなことはできないか。そうであればそういった方が集えるようなイベントなどがあつたらよいと思うが、いかがか。

町田保育幼稚園課長

一つの取り組みということになりますが、公立保育園では遊ぼう会ということで、これまでも地域の方々をお招きしてという形でやりましたが、そのコマの一つとして育休退園された方専門の遊ぼう会をやってみました。そうしたところ、いわゆるケアカウンセリングのような形で、私はこうだったと話し合うケースが何件か聞こえてきましたので、それを地域へフィードバックできればよいなということで、担当から報告を受けております。

本田こども未来部長
今まではそういった形で、保育園が頑張ってくれていましたけれども、1月にこどもと福祉の未来館が開設いたしまして、ここは特につながりがなくても気軽に行ける場所だと思っております。ですから、まずはそういったところに行っていただくことで、そこからつながるようなご紹介についても今後是可以と考へております。

平井委員
今まで以上にもう少し細かく継続するのを認めてくれというような請願で、資料の中に育休取得家庭は155人、退園者は111人、継続者は44人とある。この44人の継続した主な理由がどういうところか分析していればお示しいただきたい。

町田保育幼稚園課長
聴取した内容になりますが、育児不安や育児困難、お母さんの心身状況の不安定、子あるいはその兄弟の発達状況、お母さんの疾病、子の疾病、多児出産、混合保育入園というようなところで、いろいろお話を聞いて継続をしているという状況でございます。特に、育児不安や育児困難のところでございますが、今審査会の中では事務方のほかに、保健師、精神保健福祉士、公立の園長に入っただき、お母さんから聞き取った内容の報告も受けながら審査しています。

平井委員
先ほどの休憩中にお母さんから、初めの1カ月くらいは子どもと一緒に

にいられてよかったかなと思ったが、そのうち子どもの方で保育園に行きたいとか言って、夜のお兄ちゃんのお迎えの時に行って遊ぶが、15分か30分しか遊べないので、帰ってきてからもっと遊びたかったという話があり、そのうちにもうお迎えに行かないと言い出してしまい、自分自身もどうしてよいかわからず鬱になってしまったというお話があった。そういった場合には、母親が鬱になり育児困難に入ってまた入園可能になるような事例はあるか。

町田保育幼稚園課長

特にこれまでそういった事例はございませんが、退園された後のフォローアップについて審査会の中でも継続的な観察が必要だということがあれば、担当が何らかの連携をしていきます。

平井委員

そういう事例が継続者の中に何人か含まれているということか。それとも退園者の中から出てきて継続者に含まれているということか。数字だけ見ているとわからないので対応のことは安心して聞いたが、実際に数としては何件ぐらいあるのか

町田保育幼稚園課長

数は把握していませんが、これまでの経緯からお話ししますと、実際に退園した後に育児不安だということでの相談はうちの方にこれまでもありましたが、実際にその中で何か途絶えて、何か事故につながるということがないように市としてもそこは十分配慮しながら進めてまいり

ます。

平井委員

請願を出した方々からは、未就学児が3人以上いるとか、祖父母が近所にいないとか、親族を介護しているといったことも理由としてほしいというが、それもこの中に当然含まれていると思っていたが、今まで含まれていなかったのか。

町田保育幼稚園課長

これまでもこういった事例については、ご家族の方からお話を聞いた中で、判断の要因の一つとしています。

平井委員

それでも退園されたということは、111人もいるのでわからないが、自主的に退園された方よりもきつとこういうものにはじかれてしまって退園を余儀なくされたと思うが、今後こういう請願が出ている以上、もう少し項目をふやすということは検討できるか。

町田保育幼稚園課長

この継続審査の話は、議員も個別に御事情を聞かれているので非常に難しいところだということは御理解いただいていると思います。その中で、私たちとしてはお子さんたちがどういう状況になるかということを実際に議論をしながら進めているところでございます。いわゆるラインを決めると申しますか、こういう場合はこうという形でやってしまうと、どうしてもそこに漏れてしまう場合がありますので、その点については

我々も審査の中で判断をさせていただきたいと思っています。

平井委員

ご両親ともに目が悪く、3人お子さんがいらっしゃる方がはじかれたということで相談にいらしたが、再度よく話を聞いてもらい入園できたということがあるので、よくヒアリングすることが大事だと思う。よくヒアリングをすれば状況がわかるし、そこは親切に相手の身に立ってやっていくことが大事で、それがあればこうした請願は出てこなかったのではないかと思う。

町田保育幼稚園
園課長

現場の話になるといろいろな方が出てきますので、個々にお話しをすることはなかなか難しいのですが、ただいま委員のおっしゃったことについては、これまでも職員同士の話の中でやってきたことですし、これからもそこは肝の部分ということで一生懸命やっていきたいと思えます。

吉村委員

資料2にある、今指摘のあった育休退園状況は、請願者から現状では少ないのではないかという話があった。これは平成28年2月末までの状況だが、平成28年3月から平成29年2月までの1年間の状況は把握しているか。

町田保育幼稚園

平成28年4月から12月までで、退園児童数は115人、継続者が

園課長

40人、全部で155人の方々の対応をさせていただいたところです。
資料にあります平成27年6月末というのは、4月からの始まりでしたので、6月の退園が初めてでした。ですので、6月から平成28年2月までの9カ月分で155人という数字になります。今私が申し上げたのは、平成28年4月から12月までの8カ月分で同じぐらいということになります。

吉村委員

これは0、1、2歳から3、4、5歳まで入って、全てでこの数字か。

町田保育幼稚

ほとんどが0、1、2歳です。

園課長

中村委員

資料2に継続理由について5つ並んでいるが、それぞれの内訳は把握しているか。

野上保育幼稚

園課主幹

平成27年度で継続された件数は46件あります。そのうち、出生児の疾病が6件、母の疾病が19件、多児出産が1件、混合保育が1件、保育環境等の状況が19件でございます。

中村委員

この理由1から5までは、根拠になる法令や実施要項があるのか。

町田保育幼稚園
園課長

所沢市保育の必要性の認定等に関する規則です。

中村委員

他市事例を見ても大体同じような書き方か。それとも各自治体によって個性が出てくるのか。こういうものは、国からの指針や他市事例を参考にして組んでいくと思う。そこから選ばれたのか、市で独自につくったのか伺いたい。また、何年に規則を変えているのかも併せて伺いたい。

町田保育幼稚園
園課長

所沢市保育の必要性の認定等に関する規則については、育休中の継続利用に関する国の対応方針に基づき平成27年3月31日に制定し、平成27年5月に改正いたしました。この改正は文言の整理だと思っています。この5項目の部分につきましては、国の子ども・子育て支援法施行規則から引用している部分がありまして、そこを持ってきて策定した経緯があります。混合保育の部分と在園児の家庭における保育環境等の状況というのは、所沢市独自です。

中村委員

国の指針の基準を一部引用し、それに対して市の独自の部分を付加して調整したという形か。

町田保育幼稚園
園課長

条件の洗い出しについては、保育士に現場の中での状況等を踏まえ、作成した経緯があります。

中村委員

4と5については市のほうで付加している話である。現実的に平成27年度の数値をみると、5が19件ということで、そんなに少ない数ではないという認識だが、この5のケースで区分けが難しいのは十分承知しているが、典型的なケースがあれば1から4までのようになるべく具体的に書けると思うがいかがか。

町田保育幼稚園課長

いわゆるお母さんの育児に関する不安や心身の状況ということで、継続の申し出で申請があつて継続になったというケースが実は一番多い状況にあります。

中村委員

それは2である。そこではなくて2と同じだけ5もあるので、5の中で例えば6件くらいあるのであれば、1の出生時の疾病と同じくらいなので、そういう意味では4の下に、そういったものについては典型例の一つとして加えるというのは悪い考え方ではないと思うが、いかがか。

野上保育幼稚園課主幹

母の疾病に関しては、診断書に基づいて判断しております。医師から週に何日間か困難ということで診断書をいただいております、それで判断をしているところであります。

5につきまして、具体的にというのはなかなか難しいところですが、子育てが苦手であったり、感情の起伏が激しかったりするような情報に

基づいて判断をしているところでございます。

中村委員

19件のうち、典型例というのを分類できるのであれば、4の下に入れられるのではないか。それができないのであれば、これはやむを得ないが、そのあたりについてはどうか。

野上保育幼稚

典型例を明示することはできません。

園課主幹

中村委員

基本的には(2)の1から5までは、子どもの発達上環境の変化が好ましくないという部分と保護者の健康状態という話をしているが、実は5はそうでない部分も入っているのではないか。

5の適用の仕方は、(2)の前提だけで適用しているのか。

それ以外の部分に適用していたら、このような書き方にはならないと思うが、このあたりはどうか。

本来、(2)の集合があって、その中の一つの部分が5という見方になるが、(2)の集合の中には入らないものの、実際には保育園に行かなければいけない状況というのを適用しているとすれば、それは書き方を改めた方がいいのではないかと思うが、そうしたことはないのか。

野上保育幼稚

お母さんの状況だけではなくて、お子さんの状況、お子さんが対象の

園課主幹	場合もあれば、兄弟の状況もありますので、必ずしもお母さんの状況だけということではありません。
中村委員	いずれにしても（２）という集合の枠の中に５の要件も含まれるという理解でよいか。
野上保育幼稚園課主幹	そのとおりです。
中村委員	例えば法律であったら法律の下に具体的な要件として、要綱や規則等をつくると思う。実際にその考え方を具体化している判例があると思う。その判例というものは法律ではなく、慣習法の一つである。例えばそういった形で、具体的な個別の名前や園児の年齢、境遇というものを掲げずにも、何らかの形でこの５の部分具体化した情報提供はできないのか。
町田保育幼稚園課長	当初、これをつくるときもその議論はありまして、いわゆる私たちが使っている条例の中で、その他市長が認めるもので、その他の事例を出すべきだという議論と出さなくてもいいのではないかとあるかと思うのですが、個別の事情があまりにも複雑すぎるので、その明示はやはり難しいという見解に達しました。ただそのような議論はこれ

からも続くと思いますので、どこかで考えてみたいと思います。

中村委員

何かこんな事例があったという具体的なケースを例示することはできないのか。

町田保育幼稚園課長

窓口で私の家はDVなんですと、DVであれば55点でしょうと言われてしまうケースがどうしても出てきてしまう。そういったことが本当にそれでいいのか。窓口の職員はみんなそのようなことを感じています。ご指摘は重々わかりますが、この中で進めていくしかないと考えております。

平井委員

事例は全部違うが、そのような示すものが何かほしいということだが、それについてはいかがか。

町田保育幼稚園課長

そういったご意見については研究してまいりたいと思います。

吉村委員

例えば夫婦で主人とうまくいっていないと、家庭内別居のようになっている、DVまではいかないが、子育てに集中できないという状況になってくる。サラ金にお金を借りて経済的に困窮はしていないが、お金の返済のことで、生活が乱れてしまったとかいうケースも5に入るのか。

町田保育幼稚園課長 具体的な事例の中で、一番審査会の中で問題視されるのは、お子さんが、どのような状況なのか。例えば夫婦の仲が悪くなく、明らかに子どもに対して相当な暴言を吐かれたりするのであれば、考えるべきではないかという意見が出るかと思います。

中村委員 5の要素、その他事例というのはなくならないと思う。ただし、いろいろなケースの中で、ある種、典型例だったり、件数が多いものが出てくれば、1から4までの部分に付加することというのは、やぶさかではないという認識でよいか。

1から4までは完成されたものであって、それ以上付加される可能性はないというわけではなくて、5はどんな制度でも残ると思うが、もう少し具体的に典型例のようなものがあれば、これは付加していくことを考えるということか。

町田保育幼稚園課長 始まって2年の話ですので、今後、継続する中で、顕著な例ということでお示しする方法は研究していきたいと思います。

吉村委員 請願者との議論の中で、この制度が始まって2年が経つので、むしろ下の子に100点で仕事に復帰できるのだから、選択肢として考える親が出てくるのではないか。自主的に退園をするような方たちが出てきて

いるのではないか。自分が家で子どもを見ていれば必ず仕事に復帰できる可能性は高いわけだから、むしろそれを選択するということを考える人もいると思う。お子さんができた対象世帯に対して自主退園をした人がどのくらいいるのか。

野上保育幼稚園課主幹 平成27年度については対象児童数162人のうち、78人が自主退園です。平成28年度は2月末までの数字ですが対象児童数188人に対し、自主退園が125人でございます。

吉村委員 平成28年度は自主退園が多い。これが制度を活用した親の知恵ではないが、そのようになりつつあるということを感じることはないか。退園すれば戻れる、という制度も考え方によってはよいという声が出る可能性もある。

町田保育幼稚園課長 窓口での声や保護者会長と話をしたりする中では、この制度は良いのではないか、という意見は聞こえ始めている感覚はあります。私たちの分析としては、兄弟同時同園という世帯数がふえてきた経緯がありますので、もともとは自分で子育てしたいという保護者がいて、そこで安心して保活もできなくて、という方々からみればありがたい制度である、という話は聞いています。

吉村委員 兄弟で同じ園に通っている家庭と、別々の園に通っている家庭の数は把握しているか。

町田保育幼稚園課長 平成26年度まではシステムが違うため、平成27年度から申し上げます。兄弟在園世帯という2人以上同世帯で同園となる比率ですが、平成27年4月が82.2パーセント、平成28年4月が85.1パーセント、平成29年4月が88.7パーセントということで世帯数はふえています。

吉村委員 数ポイントずつふえているということで、今回の制度の一つの影響と捉えられると思うが、残る十数パーセントは兄弟が別々の園に通っているということになるが、その理由を伺いたい。

町田保育幼稚園課長 細かい分析はできていませんが、2歳までしか預かれない保育園に入所している場合や、同時同園でなくてもよいからとにかく入園したいという方々がいるということになるかと思います。

矢作委員 先ほどの答弁の中で、年度途中の入園が353人とあったが、育休退園の対象者が平成27年は111人、平成28年が115人とのことだった。そうすると、育休退園の制度によって待機児童が入園できた数は111人と115人という理解でよいか。

町田保育幼稚園課長 111人、115人というのは、あくまでも退園した人数となります。人によっては4月に入園された方もいれば、2年間育児休業をとられる方もいますので、先ほど申し上げた人数は、あくまでも退園された人数ということです。

矢作委員 退園された数といっても、退園されたところに待機されていた方が入るので、この制度が始まったことによる途中入園の人数は111人と115人ではないのか。

町田保育幼稚園課長 そのとおりです。

矢作委員 この制度が始まる前はどうかだったのかということと比較しながら考えていたが、継続するためには診断書を提出しなければならない。若い世代にとっては診断書料が負担になっており、この制度が始まる前と比べれば新たな負担になっている部分だと思う。育休退園制度が始まる前は、園長の判断で継続できたという点では、この制度が始まったことで理由がなければ行政のほうから退園になると言われてしまう。親が子どもにとっての保育を考えたいうえで継続したいということが、行政側の理由で絶たれてしまうというところで、今回の請願も出ているのではないかと

思う。そういう意味で、継続理由の拡大をという意見もあると思うが、
答弁をきくと、なかなかそれも難しいということもある。十分に子ども
の状況を見て、必要があるかどうかという判断を丁寧にやっていくとい
うことでよいか。

町田保育幼稚
園課長

その点については行っていきます。

休 憩 (午後2時54分)

再 開 (午後3時10分)

近藤委員

継続申請と結果がわかったら教えていただきたい。

野上保育幼稚
園課主幹

平成27年度、平成28年度の数字で申し上げますと、平成27年度
継続申請は84件ございました。そのうち継続になったのが46件です。
継続不可が38件になります。平成28年度2月末退園になりますが、
継続申請が63件、継続件数が48件、継続不可が15件です。

・要旨4について

末吉委員

保育施設の増設はしないと市長が明言をされたあとの市の方針につい
て説明をお願いしたい。

岸こども政策
課長 平成27年度から平成31年度までの子ども・子育て支援事業計画がございまして、今の計画上ですと平成27年度に100名定員を2園整備いたしまして、その後は整備の予定がないということですが、必要があるということがございましたら、見極めて計画変更もあるということですので。

幼稚園も認定こども園への移行については、このたびお願いしておりますとおり、平成29年度中に施設整備を行いまして、平成30年4月に認定こども園になるということを目途に施設整備を行っていきます。

中村委員 保育園の増設はしないということはないということか。

岸こども政策
課長 必要に応じてということになりますが、絶対しないということはないということですので。

中村委員 今回の予算で認定こども園の移行が出ているが、これからの待機児童解消策としては、認定こども園への速やかな移行がキーワードになってくると思う。これからこういった形で認定こども園への移行を幼稚園がしていくかということについて、何かあれば伺いたい。

岸こども政策 以前は幼稚園が認定こども園になっていた時期もありましたが、それ

課長

が分かれまして、今回新制度になってから初めて幼稚園から認定こども園に移行ということです。最近では幼稚園の子どもが半減してきていますので、追随してくる他の幼稚園も出てくるものだと考えております。

中村委員

認定こども園という制度ができたときに、いろいろ報道があったと記憶しているが、幼稚園が速やかに認定こども園に移行しなかった理由を伺いたい。

岸こども政策

課長

幼稚園は私学助成を受けていまして、新制度になり給付の公定価格が決まりましたが、もらっているが、公定価格が私学助成に追いついていなく、私学助成のほうが幼稚園としては得だというところがありました。しかし公定価格が徐々に上がってまいりまして、まだ完全ではないですが追いついてきたということもありまして、幼稚園もこのままですと子どもが半減することなどもありまして、生き残りをかけて幼稚園も考えていかなければならない時期になってきたというところではあります。

中村委員

市としては認定こども園に幼稚園が移行していく状況は歓迎しているのか。

岸こども政策

課長

待機児童の面で考えますと、当然歓迎するということではあります。

中村委員

現状の公定価格でいえば幼稚園としているよりもいいのか、または、実際には経営面からして幼稚園のほうがいいのか。

岸こども政策

比較的規模が小さい認定こども園であればかなり追いついてきたとい

課長

う話をされてきました。規模が大きい園となるとまだ追いついていないとのことでした。

中村委員

市としては認定こども園への移行を歓迎するという立場であるならば、何らかの具体的な支援策を幼稚園側に対して実行していくことはないのか。

岸こども政策

公定価格の上乗せという部分では、今のところ考えておりません。

課長

国が公定価格を決めていますが、やっていけないような状況の金額を算出するわけではございませんので、私学助成に比べればよくなってしまおうという話でして、やっていけないということではないと考えています。上乗せは考えておりませんが、幼稚園には調理室などはありませんので、施設整備にかかるお金については補助していくことを続けていきたいと考えております。

中村委員

保育園が認定こども園になると基本的には1号認定の数がある程度設

定できて、経営上保育園でいるよりよくなるという話もあるが、保育園の認定も今は3、4園しかないがそのことについての考えを伺いたい。

岸こども政策
課長

待機児童のことを考えますと、幼稚園が2号、3号設定してくれるということであれば非常に歓迎するところですが、保育園は最初から2号、3号の設定で、1号を設定してもらうことによって、急遽保育園に通われていた親御さんが仕事を辞めたという場合があったとしても引き続き1号として園にいられるということを考えますと全くメリットがないということはないと考えています。

中村委員

所沢市の保育園は、1号認定を認めていないのか。

岸こども政策
課長

公立保育園からの認定こども園について、1号認定は少ない人数ですが、設定しております。

中村委員

3法人から要望書が出されているという話も伺っているが、現実的には1号認定、2号認定の分を減らしているが、2号認定を減らしたら待機児童の解消にはつながらないと思うがいかがか。

岸こども政策
課長

おっしゃるとおりでして、当初幼稚園側に少し配慮した部分でそのような設定をお話ししていたところでございますが、待機児童のことも考

えますと2号が減ったら困るということもございまして、平成29年度から2号を元に戻して1号を別枠に設定できるようにしたところでございます。

中村委員

今後は市内社会福祉法人の保育園が認定こども園に移行することに関しては、1号認定についても2号認定についても定数減らさず、かつ1号認定については弾力的に認めていくという形をとるということでしょうか。

岸こども政策
課長

幼稚園がなかなか認定こども園への移行をしないという事情もありましたのでそのような形をとりましたが、幼稚園がやっと認定こども園に移行するというでもありますので、平成30年度からそれぞれ1号についても、保育園から認定こども園になって1号についても設定の幅をきかせるような見直しを考えたところです。

中村委員

2号認定については、平成29年度から定員を元に戻すと、1号認定についても平成30年度から認めていくという感じか。

岸こども政策
課長

そのとおりです。

中村委員	それによって保育園も幼稚園もある程度、認定こども園への移行を視野に入れて活動できる形なのか。
岸こども政策 課長	そのとおりです。
平井委員	先ほど、保育園を増設しないというわけではなく、必要があれば設置するということだったが、必要があればというのは、どのあたりを目安として考えているのか。
岸こども政策 課長	例えば、開発、再開発等があって人口増がかなり伸びるところで、なおかつ幼稚園からも認定こども園への移行も考えられないということがあれば、新設でつくるしかないという方向性もあるということです。
平井委員	先ほど待機児童の問題等で、待機児童が157人、不承諾児童463人とあったが、この数字は所沢市としては必要があれば設置をするというふうにみてよいのか。
岸こども政策 課長	まだ待機児童が決定されていないので、なんとも申し上げられないところですが、仮に待機児童がふえるという状況があって特定の地区に集中して見られるということであれば、枠の確保はしていかなければなら

ないということになりますので、幼稚園の認定こども園への移行であったり、何もないところであれば新設も考えていかなければいけないということですが。

平井委員

待機児童問題や高齢者の問題は、市民の要望が一番強いところであって、今の若い人が子育てしやすい状況をつくるためには、要求を実現していかなければならない。そういった意味で、東京都では公園に保育園をつくるとか、都の公有地を貸し出して保育園をつくらせるとか、いろいろな方法を検討している。所沢市では民間保育園が手を挙げるのを待っている。ここに保育園がほしいという要求があっても手を挙げるところがないから、入園者がばらばらになってしまうことがあるのではないかとと思うが、子育てしやすいまちにしようと考えたら、全体を見て、公有地を法人に安く貸してという方法もあるので、保育が一般財源化されていてやりにくいということはわかるが、町田市も土地を貸して援助することをやっている。あらゆる方法でお金を上手に使っていけば、育休退園問題も待機児童問題も解決していくと思う。土地を利用するという方向転換でもって民間園をふやすということも考えられるが、検討できないのか。

岸こども政策

そういった視点で考えないということではなく、まず、既存の施設を活用することを考えています。幼稚園は定員割れをしていることもあり

課長

ますので、幼稚園に認定こども園へ移行してもらえれば空き教室を活用できるということがあります。しかし、ほかに手立てがなければ、委員ご案内の方法もあるかと思われま

平井委員

認定こども園は認めたくないのだが、仕方がないということもあるので、そうすると中村委員が話していたような方法について検討していて、具体的な方向性があるのか。

岸こども政策
課長

毎年、認定こども園については意向調査を行っておりまして、平成29年度中に施設整備を行うところ以外からもいくつか相談はあります。

平井委員

それで解消できる人数については把握しているか。

岸こども政策
課長

予定ですが、平成29年度中に認定こども園を施設整備して平成30年4月から移行する園については、2号は60人、3号は30人になりますが、この部分は完全な増ということになります。

平井委員

所沢市では0歳児保育を行っていない保育園は9園あるかと思うが、このうち改修すればできるようなところもあると聞いている。あらゆる資源を使いながらやっていくということがこれからは求められると思うので、そういったことも視野に入れてやってほしいと思うのだが、

今、庁舎内、保育課内等で、具体的にそういった検討会議は開かれているのか。

岸こども政策
課長 施設整備を担当しているのはこども政策課になりますが、こども未来部内でも子ども・子育て会議に諮る議題については調整しておりますし、特別なプロジェクトということではありませんが、会議の前には部内で集まって調整を行っています。

平井委員 現場の保育士の声も聞いていくこともしているのか確認したい。

岸こども政策
課長 別途、園長会議等も行っていますので、現場の意見はいつも吸い上げています。

平井委員 園長会でそういう意見があった場合には聞き入れていくという方向性ということか。

岸こども政策
課長 例えば公立で0歳児の受け入れをふやすといったことを園長が具体的に話すことはないものと思われませんが、そういう話があれば、もちろん吸い上げていくことは可能だと考えます。

末吉委員 以前、西武鉄道が駅ビルの説明をしてくださった際、保育施設と書い

であったので伺ったところ、つくりたいと思っているという話があった。それがどうなったかはともかく、その後、市から、保育施設はこれ以上ふやしませんということがあったので心配していた。例えば、市がつくっていく以外に、民間で認可をつくっていこうという動きがあった場合には、前向きにやっていくということでよいか。

岸こども政策
課長

もちろんそういった相談があれば、具体的に相談に乗ってまいります。また先ほど町田課長から話がありましたが、企業主導型について、ほとんど認可保育園と変わらないような補助で、国も進めていくということがあり、そういった方法でやっていただくということであれば、相談に乗ってまいりたいと考えています。

吉村委員

保育園について、今はバス通園はなじまないのか。やっているところはあるか。

町田保育幼稚
園課長

パンフレットの中には、陽明保育園、双実保育園、太陽園、またパンフレットには載っていない三ヶ島にある園でも実際に運行しているなど、何園かは行っています。

吉村委員

あきがあるところを選んだとき、子どもをそこに連れていくのがすごく負担になるのだと思う。いまバス通園が思い浮かんだのでその話をし

たが、偏在を解消する方法としてはそういった方法もあると思う。このあたりについて政策的に推進していただくか、例えば極端に入れる場所がなく、遠いところに通わざるをえないというお子さんがバス通園を利用する際に、かかるお金を負担しましょうということは検討できないか。

岸こども政策
課長

ターミナル的なところということになるのだと思いますが、今時点の現状では、地域偏在は多少ありますがまだ顕著ではありません。将来的にはそういったことも考えなければいけないと思っています。

・要旨5について

末吉委員

両立支援の充実を求める請願について、この委員会の中で審査をして採択しているが、その中で、こうするべきだという項目があったかと思うが、その後の対応について伺いたい。

町田保育幼稚
園課長

具体的な例では、地域型保育事業所とのネットワークがなかったため、ネットワークづくりということで、関係機関と連絡を取っているところですが、また保育園には協会がありますので、保育園側の事情などを聞きながら進めているところなのですが、なかなか思うように進んでいないのが現状です。

末吉委員

要旨5にある、職員、保護者などを含めて声を聞くというところで、両立支援の充実を求める請願の際は、会議体という形にこだわるということよりは、とにかく意見交換の場という要望があった。そういったことについて検討はされたのか。

町田保育幼稚園課長

保護者の皆さんからのご意見は、園を通して上がってくるという仕組みがこれまではっきりしていなかったため、特に民間保育園に対しては情報提供をしていただいています。しかし園に事情を聞いてみると、保護者のご意見ももっともですが、園の事情の把握も含めてやっていかなければいけないと感じています。

末吉委員

よくわかるが、前回と今回について言えば、個人の意見を聞いてほしいというよりは、保育現場の声という形での、風通しのよい場が必要なのではという問題提起であったと思う。その点についてはいかがか。

町田保育幼稚園課長

風通しの、ということについては、前回の請願の採択を受け、これまでの民間保育園と所沢市の関係についても、もう一度、現場がどういった状況にあるのかということについて、待機児童対策、保育士不足など情報を収集し、どうしたら風通しがよくなるのかを研究しているところです。

末吉委員

新たな会議体をつくるように言われた場合についてはいかがか。

町田保育幼稚園課長

保護者のニーズと保育園側のニーズがどういった状況なのかをまず確認する必要があると思います。それを踏まえて考えていきたいと思いません。

吉村委員

前回の請願では、保育園の運営を多角的に考えていくために、無認可保育園から家庭保育室、今でいう地域型、公立保育園、私立保育園、認定こども園、預かり保育をしている幼稚園それぞれの職員の代表と、利用する保護者の代表を入れた会議体など、と言っている。会議体という部分については、会議体でなくてもということも言っていた。午前中に請願者にも話をしたが、それぞれの団体の、それぞれの括りをつくっていくことも大事かもしれないが、前回の請願者は確か個人事業主で、とにかく育休が取れる環境でないため、0歳児の受け入れをしっかりとやってもらいたい、それを公立に担ってもらいたいということも言っていた。

保育園に通わせていると言っても、一時預かりで通常保育になかなか入れない方たちもいれば、仕事上、育休が取れなくて四苦八苦している方や、補助がつかない無認可を経営している方、どうしても入るところがなく高いお金を出して無認可に行かなければならない方などがいる中で、活動している方たちの声を幅広く聞いてほしい、そして聞いた声を1つの施策としてやってほしいというのが主眼だったと理解して

いる。

そういった方たちが1つの場集って、いろいろな環境の中で子育てや両立をしているということを発表したり、意見を言ったり聞いたりできるようなシンポジウムのようなものを企画し、アンケート調査などもやってはいかがかということ先ほど言ったのだが、市では地域型のところをまとめているという話があったが、こういったことについて考えていることはないのか。

町田保育幼稚園課長

ご意見をいただきましたフォーラムや研修会については、こどもと福祉の未来館ができましたので、そういったところを使いながらPRできればと考えています。

中村委員

先ほど休憩中にお母さん方の話を聞いたり、また私も実感しているところでは、子育てママさんのネットワークが、子育て保育園ママ会のような1つのものしかないことである。それが破綻すると何もネットワークがないということが問題で、市がたくさん取り組んでいるのはわかるが、それが切れた時に他のネットワークが何かあれば、それがすぐに子どもを預かってもらえることにはならないかもしれないが、保護者の安心感が出てくるはずである。今はそれがいないため、その部分も含め、すべてを施設型の保育に期待してしまうところがある。私も今は思い浮かばないが、何かないものか。多層的にネットワークがあれば、1つ切れ

てもほかのネットワークの中で生きていける。例えばちょっとした買い物に友達の家子どもを預けることが、保育園のネットワークが切れてしまうと頼めなくなってしまって、近くに親戚や親御さんがいればいいが、いないからどうしようもないという状況を、なるべく避けてあげたい。なかなか難しいとは思いますが、そうした努力については、保育幼稚園課に関わらず、今も取り組んでいるのはわかっているが、ネットワークの多層化といったものを構築していく事業にもっと取り組んでいくということが、会議体という言葉でなくてもあると思う。また、例えば幼稚園に行っている子どもの親御さんと保育園に行っている子どもの親御さんの交流はほとんどないと思う。そういうところで交流ができれば、お互いに得るところがあったりしていいと思うが、何かないか。

本田こども未来部長

先ほどのお答えと少し重複しますが、それぞれ地域、まちづくりセンター等を介していろいろな既存のネットワークもありますが、最終的には保育園だけでつながっている方々はそちらに入りにくいといったこともあるかと思います。市としては、保育園のネットワークだけではなく、地域でつながるネットワークに少しでも関わってもらうことで、その先の就学といったところでも、お母さんたちの不安が軽減されることもあるかと思います。こども未来部としては、従来の児童館の活動などもその一つであると考えていますが、それがなじまないということであれば、こども支援センターが開設しましたので、ここは従来のネットワークを

気にせず、まずは来ていただくことが大事だと思います。つながるところがない方にまず来てもらう、施設には保育士相談もありますし、子育てサークルや大学等との関わりといったものも広げながら、こうした人たちがうまく地域につながっていけるような仕組みを考えていきたいと思っています。

中村委員

お達者クラブに補助金を出すのだから、子育てサークルに補助金を出してもいいはずである。既存の概念の中で、保育園のママのネットワークを強めてセーフティネットとして維持するというパターンが1つあると思うが、それだけではなくて、切れたときに違うもので維持できるということと、行政としては両方支えていかなければいけないが、いかがか。

本田こども未来部長

おっしゃっていることは十分わかります。補助金を出すということになれば、その効果も十分に考えて制度設計していかなければならないと思いますので、検討課題だと考えています。

末吉委員

前回の両立支援の充実を求める請願は、育児休業をとれないという方からの請願でした。今、吉村委員が話していた無認可保育園に預けていたり育休をとれる状態でない保護者など、いろいろな方がいる。ある意味、非常に強固な保育園というひとつのコミュニティがあり、育休退園

することで、非常に孤独感を感じるという訴えがあったのだと思っている。ひとつのコミュニティしかないということでは、強いようで弱いので、中村委員のいうとおり、保育ママたちにも少し広げていくということと、なかなか声が出てこない無認可や組織しづらい人の声をくみ上げて、すべての人々が育児休業をとれるわけではないということも含めて、子どものいるすべての専業主婦の方も含めて、声をくみ上げながら、つながりあっていく仕掛け、仕組みをやっていかなくてはならないと思うが、いかがか。

町田保育幼稚園課長

各園の園長先生等とお話する中では、偏った情報が保護者にいつてしまっていて、いざ入園したら違った、料金を払っているのになぜかという声を聞くとのこと。保育園とは何か、幼稚園とは何なのか、あるいは認可外とはどんなものなのか、こうした点を市から発信していく作業が、まず第一段階ではないかというご意見をいただいたところもありますので、まずは根っこの部分からやっていきたいと思っています。保育園側の現場の状況としては、小さいお子さんを預かるということはどうだけリスクのあることかということについていつも話しており、わかってもらいたいという声が上がっていますので、その辺も含めてシステムづくりを進めて行ければと思っています。

中村委員

総体的なことで聞きたい。今利用者側の立場でいろいろな議論がなさ

れているということがあるが、現状でのパイの数は限られているので、どうしても数は限られてしまいます。そして入れない人には欲求不満を持たれてしまいます。これは当然のことだが、入れるための充実を願うことは当然のことだが、不正に入っているような人がいたら、これは許されないことだ。入園に際しての審査の中で、就業実態に不正があるのではないか、誤ったことを申告しているのではないかという厳しい現状の中では厳格に対応しなければならないと思う。そうしなければ正しい税金の使い方にはならないし、実際に納得して入ってる方々も、実は情報が間違っているのではということであれば保護者同士もいい気分になれないと思う。厳しい対応ということも少しPRをしていかないとかと思うが、何かあるか。

町田保育幼稚園
園課長

いわゆる在園管理ということですが、これまでも保育園の協力を得ながら進めてきたところです。特に小さなお子さんについてはリスクも大きいことですし、個別にあたっていたりしていますが、園側の協力を得ながら引き続き適正な対応を考えていきたいと思います。

中村委員

PRすべきところはすべきだと思う。育休退園した方が、あそこのお子さんは怪しいけれど残っているというようなことがあったら、自分は我慢しているのだからやっていけないということが起こってしまう。だから少し厳しくしないといけない部分はあると思うがいかがか。

町田保育幼稚園課長 PRというご指摘を今受けましたので、その点については進めていきたいと思います。

本田こども未来部長 ご本人はあまり意識をしていないという方もいらっしゃるかもしれませんが、広報やホームページ等で時には厳しい周知をしていくことも考えていきたいと思います。

越阪部委員 全体的なことで、今のこともそうだが、子育て支援ということでは、情報の発信、伝達は必要だと思っている。気になるのは、子どもの居場所のことで、それから、子どもファーストでやっていかなければいけないということ。ともすると親ファーストになっていないかを見ていて感じる。近視眼的になっていないか。いろいろな情報、保育園とは何か、幼稚園とは何かということも、個々には核家族化で自分がひとりになってしまうという現状が多くなっていることもあり、パニックに陥ってしまう人もいないかという気がする。本当に保育が必要とされる方へということでも今やっているようだが、今は点数、利用調整指数で成り立っているのですが、それで入れるということが当たり前になっていることが問題なのではないか。そのためには、子育てのあり方、情報発信のしかた、理解してもらおうような努力もいっぱいしないと偏ったことになってしまうということもあるのではないか。そういう意味で、

先ほどヒアリングということもあったが、なぜ子どもを保育園に預けたいと考えているのかというときに、子どものためというよりは、生活のためということを言われていたが、そういうことからすると、保育が必要な方というのはどういう方なのかということや皆で共有していかないと。そういう共有する場のようなものがいっぱいないと皆さんに理解してもらえない場がなくなってしまうのではないかという気がしている。本来の意味での保育を必要としている方、子どもが一番ですという方、子どもの幸せ、自分たちの幸せとはどういうことかということをしていく場をいっぱい設けることが必要ではないかと思うがいかがか。

町田保育幼稚園
園課長

お子さん主体にということでは忘れてはいけないことと感じております。少しずつでも、関係者との連携をとりながら進めていければと考えているところでございます。

越阪部委員

自分の経験上でいえば、子どもたちが小さいうちは膝の上で育つ、もつといえば人の温かみということが十分になされないと、そこに帰れるような場を親が持っていないとダメなのではないかとずっと思っていました。本当に保育を必要とする人はいいのだろうが、小さいうちは膝の上で生活できるような場づくりという方法も、人として結婚して子どもが生まれてからは本来はスキンシップがあり、一定の期間が過ぎれば親の目が届くある程度の範囲で子どもが育ち、それからその中で今は兄弟が

少ないからけんかも少ないかもしれないが、社会性や人間性も育つ場所がある。よほどの危険がない限りは見守って、育っていく場が必要だと思う。そして大きくなると子離れする。今私たちはその逆になるようなことをしている世の中になっているのではないかという感じもある。本来の意味での子どもを最低限みられるというような施策というようなことのできるもの見方、考え方を伝えていかななくてはいけないかと思うが、そういう場はこれからつくれるのか。

本田こども未来部長

まずは、親子で一緒に触れ合う場をつくることかと思いますが、保育園でも児童館でも親子で参加できるような事業をやっておりますし、さらにはこどもと福祉の未来館でもそうした親子の温かみやスキンシップを経験できる機会をふやしていきたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】

越阪部委員

自由民主党・無所属の会を代表し、請願第1号に対し、継続を求めます。その理由ですが、この請願については、そもそも論になるかもしれませんが、子ども・子育てのあり方といいますか、基本的なことについてさらに議論を深める必要があると考えています。子どもたちの居場所づくりについてです。また保育とは何か、保育園とは何かということについても、もう少し、十分に議論をしていくべきだと思います。その中

で、子ども中心、子どもファーストでなければならないと思っています。親ファーストではいけないと思っています。親の役割や行政の役割を考えていくということです。本当に保育が必要とされる方、また点数を含めて継続して議論を深めていくということです。

少し細かいことになりますが、この請願が採択されると、請願の要旨の文章がそのまま残ることになります。そのため、あとになってこのことが、ということにならないように考慮していく面もあるのではないかと考えています。継続を主張します。

末吉委員

民進ネットリベラルの会を代表し、請願第1号に対し、意見を申し上げます。今回の請願は、育休退園制度スタート以降、保育に関する二度目の請願です。まず、平成27年9月定例会において全会一致で採択されました請願の内容に関して、ほとんど取組がなされていないことがわかり、大変残念でした。今回の請願は、利用調整指数をはじめ、保護者の方々に不公平感が残っていることが、参考人質疑を通してわかりました。保護者は、育休退園制度に該当する人ばかりではありません。すべての保護者に、公平感と納得感のある制度を目指し、今後、見直しを含め、改善を求めて、請願第1号の採択を主張します。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、請願第1号に対し、意見を申し上げます。この請願は要旨が5点ありまして、このうち1から3については、

所沢市で起きている育児休業退園問題に関わる問題と捉えました。しかしながら、この育休退園問題については賛否両論あることから、苦肉の策として、3点にわたって改善を求めているものと理解しています。

4につきましては、待機児解消ということで、これについても私たちとして納得のいく請願です。

5につきましては、市民参加を求める、とりわけ若い人の市民参加を求めるという意味でも、やるべきではないかということで、否定する余地はありません。そういったことから、私たちとしては、一刻も早く、育休退園問題についての再検討も期待しながら、この請願に採択を主張したいと思います。

【継続審査】

請願第1号については、挙手少数により、継続審査することは否決するものとする。

【採 決】

請願第1号については、挙手多数により、採択すべきものと決する。

散 会 （午後5時31分）